

学生生活ハンドブック 2021



緊急連絡先

(昼) 創価大学 学生課 042(691)2205

(夜) 創価大学 防災センター 042(691)2169

電話受付時間帯 —

(昼) 創価大学 学生課 平 日 9:00~17:00 (祝日を除く)

生 9:00~12:00

(夜) 創価大学 防災センター 17:00~翌朝9:00

学生生活ハンドブック2021

| 目 | 次 |
|---|---|
| _ | |

| ■ 建学の精神 | P2 |
|---|-----|
| ■ ブロンズ像の指針 | РЗ |
| ■ 創価大学キャンパスマップ | P4 |
| ■ 創価大学学生生活ポリシー | P7 |
| ■ 学生証(身分証明証)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P28 |
| ■ 学生への連絡・情報伝達(ポータルシステム) | P30 |
| ■ 学生支援センター | P32 |
| ●学生支援センター窓口時間 | P34 |
| ●学内入構時間 | P35 |
| ●各種届出·願 | P36 |
| ●学生が利用可能な掲示板 | P37 |
| ●施設貸出し | P38 |
| ●各種証明書発行 | P41 |
| 通学定期券の購入 | P42 |
| ●学割証・学生団体旅行割引 | P42 |
| ●遺失物・拾得物の取り扱い | P43 |
| ● 通学車輌の登録制 | P44 |
| ● ゴミの分別に協力を! | P45 |
| ●学生宛ての郵便物について | P45 |
| ■ 国民年金·学生納付特例制度 | P46 |
| ■ 保健センター | P47 |
| ■ 八王子市内の医療機関 | P48 |
| ■ 学生相談室 | P49 |
| ■ 障害学生支援室 | P50 |
| ■ 学生教育研究災害傷害保険及び付帯賠償責任保険(全員加入) | P52 |
| ■ アパートさがしの注意事項 | P53 |
| ■ アルバイトについて | P54 |
| ■ 銀行キャッシュディスペンサー(大学構内)利用案内 | P55 |
| ■ 「キャンパス総合保険」「Will-Life(看護学部専用)」······ | P55 |
| ■ 市内各種機関連絡先一覧 | P56 |
| ■ 学友会(クラブ・サークル)活動 | P57 |
| ■ 学校法人創価大学規則規程(抜粋) | P59 |
| ■ 各種お問い合わせ先一覧 | |

人間教育の最高学府たれ

新しき大文化建設の揺籃たれ

人類の平和を守るフォートレス(要塞)たれ

— Founding Principles —

Be the highest seat of learning for humanistic education.

Be the cradle of a new culture.

Be a fortress for the peace of humankind.



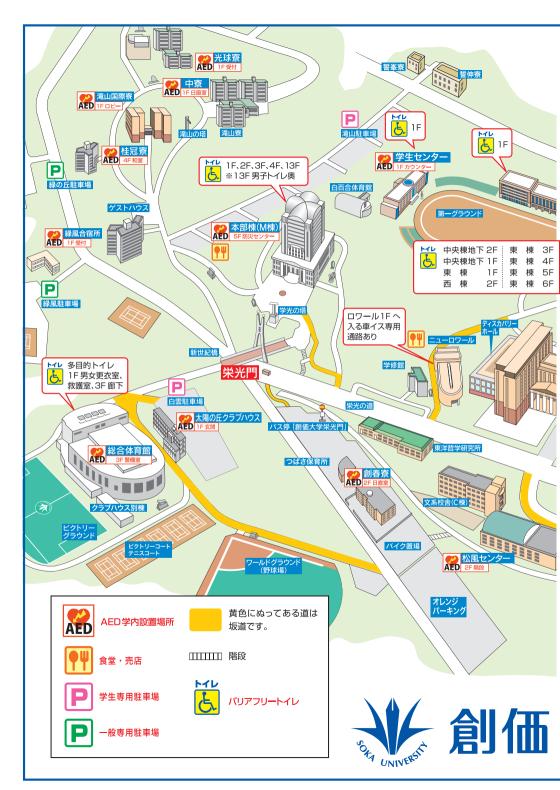
英知を磨くは何のため 君よそれを忘るるな

For what purpose should one cultivate wisdom? May you always ask yourself this question.

Only labor and devotion to one's mission give life its worth.







印刻观幻

2021年3月現在 新滝山街道 創大門 創価教育万代之碑 おむつ台設置箇所 中央棟地下 2F (女子トイレ内) AED IF 日直室 ウィズダム 文系校舎(A棟) 1F、2F 池田記念講堂 中央図書館横に 車イス専用出入口あり 5F **6** 1F P * B駐車場 2F、3F 総合案内所 正門 <mark>人</mark> 各階 大学 短大クラブハウス

学校法人創価大学 学生生活ポリシー

■学生生活ポリシー

創価大学は、「人間教育の最高学府たれ」「新しき大文化建設の揺籃たれ」「人類の平和を守るフォートレス(要塞)たれ」の三つを建学の精神に掲げる大学です。この建学の精神は大学の根本であり、創価大学に携るすべての人が尊重すべきものです。とりわけ、その主体は学生であり、学生一人一人が充実した学生生活を送ることは何よりも大切なことです。

そこで、創大生が学生生活を送るうえで気を付けてほしいことを「学生生活ポリシー」としてまとめました。これは、創大生としての使命の自覚を促し、安全で安心な学習環境・生活環境で勉学に励めるように、また、友達や家族、周囲の人、そしてその資産や財産など、自分と自分を取り巻く人的・物質的資源をしっかり守れるようにと考え、作られました。この「学生生活ポリシー」をよく理解し、本学の諸規程を順守して充実した学生生活を送りましょう。

以下では、「創価大学の学生に求められるもの」「学生生活で留意すべきこと」「具体的な行動規範としての規則、禁止事項、注意事項」の順に提示します。

1. 創価大学の学生に求められるもの

創価大学の学生に求められるものは、第一に「学問に徹すること」、第二に「人間性 を練磨すること」です。

第一の「学問に徹すること」は、学生としての本分です。「英知を磨くは何のため君よそれを忘るるな」――何のために学ぶのかという問いかけを常に忘れず、徹して学問に励むこと。知識だけでなく、広く深い教養を身に付け、人類の幸福と社会の発展、そして世界の平和に貢献するための土台を作ること。この指針は、学問に徹することとその意味を常に自分自身に問うことを求めています。そして、「労苦と使命の中にのみ人生の価値(たから)は生まれる」――高い目的観に立ちながら、あらゆる労苦を厭わず一層の努力に励み、自分らしい使命の人生を生きること。その中にこそ、価値の創造があることを教えています。これらの指針を心に刻み、学問に徹しましょう。

第二の「人間性を練磨すること」は、学問を修める人間の必須項目です。頭脳を鍛えるだけでなく、精神や人間性を練磨し、豊かな人間性を培うことが求められています。それは、他人の痛みや苦しみを自分のものとして感じられる心、また人間として共有できる心です。そして、さまざまな差異を理解し尊重できる温かな寛容さ、全てを成長の糧としゆく強い精神力、社会の発展や人類の幸福のために行動する勇気――このような豊かな、そして優れた人間性を養っていきましょう。

「勉学第一」と「人間性練磨」に徹し、人類の幸福と世界の平和のために貢献できる 人間主義のリーダーに成長していくこと。これが創大生として求められるものであり、 創大生の使命です。

2. 学生生活で留意すべきこと

創大生としての使命を自覚し、日々の学生生活を送るうえで留意すべき点は、学内における学生生活と学外における学生生活の二側面において存在します。

学内においては、授業・実習・試験・クラブ活動等、一学生として学則や規則、注意 事項、マナーに則ってキャンパスライフを過ごすことが大切です。学内は、勉学に関わ る授業の出欠や課題、試験に関わるルール、クラブ活動におけるルール、また教員と学 生、学生同士などの人間関係の中でのルール、集団生活におけるルールなど、多くの決 まりや配慮が必要です。それは自分を縛るものではなく、自分を守るものであるとの意 識に立って学生生活を見つめてほしいと思います。

一方で、創大生は学生であると同時に一般市民でもあります。学外では、一般市民として周囲に信頼される誠実な振る舞いが求められています。それは、一般常識や法律に則ること、安全や安心に気を配り無事故に努めること、周囲に迷惑や心配をかけないことなどです。社会から求められる一市民としての義務もきちんと果たしていきましょう。

また、創大生は諸活動において学内だけでなく、学外にもその行動範囲は広がっています。創価大学は課外活動、クラブ活動、ボランティア活動など、学外へ広がる活動や 交流が活発に行われるという良き伝統があります。これらの活動においても、創大生と して責任ある行動が求められています。無事故で有意義な活動にしていきましょう。

常に、人間教育の最高学府に学ぶ学生としてどういう行動をとるべきか、創大生としての品位・品格を保つよう努力しましょう。

以上、学生生活において留意すべき点のキーワードは、「無事故」「法律順守」「安全」「健康」「品格」です。これに「勉学第一」「人間性練磨」を加え、充実した有意義な学生生活を送ってください。

3. 具体的な行動規範としての規則、禁止事項、注意事項

学生生活全般における具体的な行動規範として、規則・禁止事項・注意事項をまとめました。各事項の内容を確認し規則を守って、創価大学の学生としてどうあるべきか自分自身を見つめ、しっかりと行動していきましょう。

以下では、主として学内での活動に関するもの、主として学外での活動に関するものの二つに分けて載せています。

学内

- ①学業に関すること
- ②キャンパスマナー
- ③キャンパス・ハラスメント
- ④多様な性のあり方に関する基本方針
- ⑤課外活動のあり方と届出
- ⑥営利活動の禁止
- ⑦盗難に注意を
- ⑧地震に備えて

学外

- ①通学における交通ルール
 - ○自転車の交通ルール ○バイク・自動車の交通ルール
- ②海外渡航に際して
- ③喫煙・飲酒のルールとマナー
- ④薬物乱用の禁止
- ⑤女子学生へ 防犯のために!
- ⑥安全な生活のために
 - ○盗難 ○悪質商法 ○カードローン ○情報倫理とセキュリティ対策
 - ○ソーシャルメディアの利用について ○ネットでのトラブル
- (7)ヘイト・クライム、ヘイト・スピーチの禁止
- ⑧健康管理
- ⑨一般市民として守るべきこと
 - ○騒音 ○火の用心 ○ゴミだし ○迷惑駐車

学内

①学業に関すること

学業に励むことは、創大生として求められることの第一です。本学では「**創価大学定期試験における不正行為者の取扱いに関する内規**(P60参照)」「受講モラルガイドライン (P61参照)」を定めています。次のような行為は停学や単位不認定などの処分に該当することもあります。

| 禁止事項 | 説 明 |
|---------|--|
| カンニング | 試験中に他の受験者の答案を見ること、また、他の受験者に答案を 見せること。授業中や授業外の課題を行う際に、他人の解答を写す こと、また、他人に解答を写させること。いずれも不正行為です。 |
| 盗作 | 課題やレポート作成などに、他人の文章や考えを自分のものとして提出・発表すること(これを剽窃と言う)。他人の著作物を盗用すること。他人の調査結果のデータを捏造・偽造すること。インターネットからコピー&ベーストすること。いずれも著作権侵害にあたることがあり、不正行為です。 |
| 出席の不正行為 | 他人の学生証を使用して代わりに出席登録してあげる(そう依頼する)、出席登録だけして授業に出席しない、教員に断りなく途中で 退室することなど。これらは出席に関する不正行為です。 |
| 受講マナー | 教員の許可なく入退室をしない。教員の許可なく携帯電話等の電子 機器を使用しない。私語をしない。居眠りをしない。 |

★創大生らしく不正を許さず、誠実に学問を追究していこう。

②キャンパスマナー

大学構内は、学生が勉学やクラブ活動などの学生生活を送る大切な場所です。本学では「学内における集会、掲示、文章配布等に関する規程 (P63参照)」「構内環境を静穏に保つためのガイドライン (P66参照)」を定めています。キャンパスの環境を快適で良好なものに保つために、以下の点を守りましょう。

| キャンパスマナー | 説 明 |
|----------------|--|
| 構内禁煙 | 大学構内での喫煙は禁止されています。大学周辺 (バス停、大学門、駐輪場や駐車場周辺など) も火災防止のために喫煙しないようにしましょう。 |
| 構内禁酒 | 大学構内での飲酒は禁止されています。また、学生行事においても アルコール類を販売・飲酒してはいけません。 |
| 構内の火気禁止 | 大学構内での火気の使用は禁止されています。教室、実習室、クラブハウス等、学内の施設では火気厳禁とし、火災に注意してください。 |
| 構内の騒音禁止 | 本学では構内環境を静穏に保つため「 構内環境を静穏に保つための ガイドライン」を定めています。屋外における楽器・太鼓・歌・伴 奏音楽付きダンス等の大きな音量の出る練習等は禁止されていま す。 |
| 学内の集会、掲示、文書配布等 | 本学では「学内における集会、掲示、文章配布等に関する規定」を 定めています。構内及び周辺における集会、文書掲示、文書配布、 署名活動等の行為は許可制になっています。学生課で許可を受けて ください。 |
| 大学資産の保持 | 本学は創立者をはじめ多くの支援者によって創立された「民衆立」の大学です。本学が管理する建造物、または器物等の損壊行為、汚損行為、不法改築行為等は厳禁です。大学資産を大切に使い、後輩に受け継いでいきましょう。 |
| 構内の危険物所持の禁止 | 本学は非暴力主義であり、大学は学びの場です。大学構内への危険 物の持込や所持は禁止されています。 |
| 構内の駐輪・駐車 | 通学にバイクまたは自動車を利用する学生は車両登録(学生課)を しなければ、構内の駐車場・駐輪場を使用できません。自転車も含 め、決められた駐輪場・駐車場に停めましょう。 ★決められたスペースに整然と駐輪・駐車する。 ★必ず施錠する。 |
| 構内はきれいに | ゴミは、ゴミ捨てのルールに従って決められた場所に捨てましょう。粗大ゴミが出た場合は学生課に届け出て必要な手続きをとること。家庭ゴミは家や寮で処分すること。トイレや教室もきれいに使うように心がけましょう。 |

③キャンパス・ハラスメント

本学では「学校法人創価大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程 (P67参照)」及び「学校法人創価大学キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン (P70参照)」を定めています。本学は生命の尊厳を守り、人権の尊重を掲げる人間主義の大学です。キャンパス・ハラスメントやいじめ・暴力・差別・搾取など一切の人権侵害を許しません。

ハラスメント (Harassment) とは、相手方の意に反する言動です。本人が意図するとせざるとにかかわらず、相手方を不快にし、差別し、脅威や屈辱感あるいは不利益を与えることです。キャンパス・ハラスメントには次のものがあります。

| キャンパス・ハラスメントの種類 | 説明 |
|-----------------|--|
| セクシャル・ハラスメント | 相手の意に反する性的な言動を行い、それによって相手を不快に し、脅威や屈辱感を与え就学・教育環境を悪化させることを言いま す。上下関係だけでなく友人関係の間でも起こり得ることです。 |
| アカデミック・ハラスメント | 指導的立場にある者が、その立場を利用して学生に対し、その態度・言葉・処遇等により、教育・研究上の妨害、嫌がらせ、いじめ等を行い、教育や研究に理不尽な支障をきたす事態を言います。 |
| パワー・ハラスメント | 上の地位や立場にある者が下の者に対して、その地位や立場を利用 して、人格を侵害するような言動、妨害・嫌がらせ・いじめ等の行 為を継続的に行い精神的な苦痛を与えることを言います。 |
| ジェンダー・ハラスメント | 性別による差別意識に基づく言動により、相手側に不快感その他の 不利益を与え、教育・研究、学習及び労働環境を悪化させることで す。 |

キャンパス・ハラスメントは大学における人間関係を利用して行われるため、学内だけでなく学外での行動もその範囲に入ります。被害にあわないように、また自分の言動で相手の人権を侵害することのないよう気をつけましょう。もしキャンパス・ハラスメントを受けた場合には、近くの教職員あるいはキャンパス・ハラスメント相談員(キャンパス・ハラスメント防止ガイドラインの冊子参照)に相談してください。

<セクシュアルコンセント(性的同意)について>

全ての性的な行為において確認されるべき同意をセクシュアルコンセント(性的同意) といいます。ここでは同意の無い性的言動を性暴力と定義します。

レイプだけでなく、痴漢、盗撮、SNSなどでの性的な嫌がらせ等も含まれます。

実際には、体格差や上下関係によって抵抗できない場合もあります。また、常に意思表示をすることも困難です。

危険やリスクを把握していくことは重要ですが、あくまでも行為を受ける側の被害者は悪くありません。行為を起こす側に責任があるので自分を決して責めず、大切にしてください。学生課や学生相談室、保健センターでも気軽に相談できます。

性的同意を大切にすることで、性暴力を予防することだけでなく、相手を理解することはもちろん、自分自身を尊重し大切にすることもできます。

同意を得られているかどうか、声に出して明確な意思確認をしましょう。

④多様な性のあり方に関する基本方針

性的指向・性自認の多様性について現在では、主にLGBT等(Lesbian・Gay・Bisexual・Transgender及び他のセクシュアリティを含む)といった言葉が使われていますが、いわゆる「性的マイノリティ」であるすべての者が「L」「G」「B」「T」のいずれかに当てはまるというわけではなく、当事者が望んでいる場合を除いて、いずれかに当てはめる必要もありません。

当事者が置かれている状況も様々で、周囲にカミングアウトしている場合とできない場合(したくない場合)、また治療(身体的・精神科領域)を行っている場合、迷っている場合、医学的対応を求める意思がない場合等、様々なケースがありますが、いずれの場合も性的指向や性自認はセンシティブな情報であり、その対応については、当事者の意思をできる限り尊重することが求められます。

人権の擁護と多様性を尊重する本学では、以下のように本学における多様な性のあり 方に関する基本方針を定めています。

多様な性のあり方に関する基本方針

全ての人間の生命は平等に尊厳性を有するものであり、性のあり方によって、その尊厳性が侵されることがあってはなりません。本学では人権を守り、多様な性のあり方を尊重するため、建学の精神に基づき以下のとおり基本方針を定めます。

- 一、本学は、全ての人の性的指向、性自認、性表現の自己決定を尊重します。
- 一、本学は、性的指向、性自認、性表現を理由とした差別を禁止します。
- 一、本学は、修学または学生生活において、性のあり方を起因とした障害の除去に努め、 必要かつ合理的な配慮の実施に向けて努力します。
- 一、本学は、多様な性のあり方についての理解増進に努めます。

この基本方針に則って、性的指向・性自認の多様なあり方への理解を増進させ、差別 や偏見をなくすとともに「性的マイノリティ」である学生が学生生活を送るうえで、特 有の支援等が必要となる場合があることから、個別の事案に応じて、次のような取り組 みを行っています。

本学の対応について

(1) 相談窓口

性的指向、性自認、性表現などの性のあり方に関する相談は、学生課および学生相談 室が窓口となっております。相談内容については守秘義務を遵守します。

(2) 具体的な対応について

・氏名と性別の変更

学生本人の申し出により、自認する性別に基づく通称名、性別を学内で使用することができます。変更には、要望書の提出、学生部長による面談、氏名・性別変更届、 診断書等の提出が必要となります。診断書が発行されない場合は学生課へ相談して ください。未成年の場合は、保証人の承諾が必要です。氏名と性別の変更に伴い本 人に不利益が生じた場合は、本人の責任となることに合意する必要があります。

個別の健康診断

定期健康診断において個別の健康診断をすることができます。

・授業における合理的な配慮

授業時のグループ分けの配慮や、外国科目における呼称の変更などの合理的な配慮 に努めます。

(3) 性別情報の取り扱いについて

本学では、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されることのないよう、性別情報は慎重に取り扱います。証明書等への性別情報の記載の有無は以下の通りです。

<性別情報記載あり> 健康診断証明書、通学証明書交付願等

<性別情報記載なし> 学位記、成績証明書、卒業 (修了) 証明書、在学証明書等

(4) 多目的トイレの設置

本学ではだれでも使用できる多目的トイレを設置しております。

用語の説明

性的指向(Sexual Orientation)

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。

性自認(Gender Identity)

自分の性をどのように認識しているのかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれる こともあります。

性表現(Gender Expression)

服装や振る舞いなど、自分がどのような方法や行為等で性を表現するかを示す概念です。本学の方針で使用している性表現においては、社会的許容範囲を逸脱する表現方法や行為等は含みません。

★学生課、及び学生相談室では、守秘義務を負った担当者やカウンセラーが対応します ので、安心してご相談ください。

⑤課外活動のあり方と届出

本学では課外活動における安全を確保するため「**学生の課外活動に関するガイドライン** (P64参照)」を定めています。課外活動は学内だけでなく学外にも広がっています。そのため創大生だけでなく、卒業生や創大関係者あるいは一般の人と関わることもあります。創大生の自覚を持って、無事故で健全な課外活動を行ってください。

| ポイント | 説 明 |
|------------|--|
| 基本的な考え方 | 学生の自主的な課外活動はとても重要です。しかし、学生生活の中 心はあくまでも正課(授業)ですので、課外活動が勉学の妨げになっ たり学業がおろそかになったりすることのないように努めましょう。 |
| 学外者の届出を | 本学の教職員以外の人に継続して指導・支援を受ける場合は、年度 ごとに、学生課に届出をし許可を得てください。学外者は本学卒業 生を含みます。 |
| 合宿・学外活動のとき | 合宿や学外活動(行事・試合・公演等)を行う場合は、実施の10日前までに学生課に届け出てください。また、学外活動を行う際には主催団体や外部施設等の規約などを守って、創大生としての品位を保ち、周囲に迷惑をかけないように行動してください。 |

- ★勉学第一で、課外活動に参加しよう。
- ★構内での活動は21時まで!

⑥営利活動の禁止

本学では「学生間の営利行為の禁止に関する規程 (P66参照)」を定めています。大学構内であるか否かを問わず、学生間の営利行為は禁止されています(ただし、大学祭など大学から許可される場合は除く)。例えば、チケット販売・通信販売、フリーマーケット、エステサロンなどへの勧誘行為により報酬を得るものなどです。大切な人間関係を壊してしまうことにもなります。また処分の対象となりますので、絶対に行わないでください。

★創大生同十で「金儲け」のやりとりはダメです!

⑦盗難に注意を

構内は創大生だけが出入りしているわけではありません。盗難や置き引き等の被害にあわないために、自分の持ち物は自分でしっかりと管理しましょう。万が一、構内で盗難・紛失があったときは学生課に「盗難・紛失報告書」を提出してください。また、不審者を見かけた場合には、すぐに教職員に連絡してください。

- ★荷物を置いたまま席をはずさない。
- ★貴重品類は身辺から離さない。
- ★体育実技やクラブ活動の時は総合体育館の暗証番号式ロッカーを利用する。

⑧地震に備えて

学生に配布されている「**災害対応マニュアル**」には、災害に備えて準備しておいた方がよい非常用備品のリストや心得、災害時の対応についての大事な情報が記載されています。財布や手帳などに入れて、常に携帯するようにしてください。「災害対応マニュアル」は創価大学ホームページでも確認ができます。

地震などの大災害発生時に大学から安否確認のメールまたは電話が、学生本人の携帯

電話に発信されます。個人の携帯電話等の登録はポータルサイト(PLAS)の個人環境 設定から行います。必ず登録するようにしてください。また、電話番号、メールアドレスの変更の際にも、必ず更新登録しましょう。

学外

①通学における交通ルール

大学の周辺は交通量が多く、交通事故が多発します。最近では自転車による事故も目立っており、携帯電話を掛けながら、音楽を聞きながらの事故も起きています。自動車やオートバイ、自転車を運転する時は交通ルールをしっかり守り、油断なく細心の注意を払いましょう。

○自転車の交通ルール

| 注意・禁止事項 | 説明 | 罰 則 | |
|-------------------------|---|--------------------------|--|
| 車道通行が原則 | 自転車は車道が原則で、歩道走行は例外 的です。 | 3か月以下の懲役または5 万円以下の罰金 | |
| 車道は左側通行 | 自転車は右側を通行してはいけません。 車道の左端を走りましょう。 | | |
| 歩道は歩行者優先 | 歩道走行が許可されているところでも、 歩行者優先で車道寄りを徐行してください。 | 2万円以下の罰金または科 料 | |
| 並進通行 | 他の自転車と並んで走行することは禁止 されています。 | 2万円以下の罰金または科 料 | |
| 二人乗り | 一つの自転車に二人で乗ることは禁止さ れています。 | - 5万円以下の罰金 | |
| 無灯火運転 | 夜間にライトをつけずに自転車を運転し てはいけません。 | | |
| 飲酒運転 | お酒を飲んで自転車を運転してはいけません。 | 5年以下の懲役または100 万円以下の罰金 | |
| 信号順守と交差点での一時 停止・安全確認 | 信号機に従って通行しましょう。一時停止の標識がある交差点では、停止線の手前で一時停止、安全確認をしなければいけません。 | 3か月以下の懲役または5 万円以下の罰金 | |
| 傘さし運転 | 傘をさして運転してはいけません。 | | |
| 走行中の携帯電話使用 | 携帯電話を使用しながら自転車を運転し てはいけません。 | 5 万円以下の罰金 | |
| 走行中の音楽等の視聴 | 音楽を聞いたり動画を見たりしながら自 転車を運転してはいけません。 | | |

- ★スピードの出し過ぎに注意。大きな事故や人身事故につながります。
- ★交通事故のときは警察を呼ぶ。自転車同士の事故、自転車と自動車の事故、また自転車と人の事故など、自転車で事故に遭遇したときは警察を呼び事故処理をしてもらいましょう。後日のトラブルを防ぐことができます。学生課にも連絡してください。

・自転車を安全に利用するために

万が一の交通事故に備えて、TSマークのある自転車に乗りましょう。「自転車TS (Traffic Safety) マーク制度」は、自転車安全整備士が普通自転車を点検・整備して安全の確認をした場合に貼られるマークです。このマークのある自転車は、障害及び賠償責任保険が付加されます。

自転車保険への加入

近年、自転車が加害者となる事故が増えています。自転車を利用する際は、必ず自転車保険に加入しましょう。単独での加入のほか、家族の自動車保険の特約の有無も確認してください。

○バイク・自動車の交通ルール

- ★交通規則に則った運転をする。絶対に交通違反をしない。
- ★任意保険に必ず加入する。
- ★バイクのヘルメットはフルフェイスを着用する。
- ★決められた場所に駐輪・駐車する。
- ★交通事故を起こしたら、警察に連絡する。被害者になった場合にも必ず警察に連絡し、 事故処理をしてもらいましょう。当事者同士で解決したために、後日、治療費の未払い 等、問題につながることがあります。また学生課にも連絡してください。

②海外渡航に際して

本学では「学生の課外活動に関するガイドライン 8. 海外渡航 9. 海外交流校への訪問 (P65参照)」を定めています。休業期間を利用して短期留学や旅行などで、海外に渡航する機会があると思います。トラブルも多くありますので、下記の事によく注意してください。

| | 注 意 事 項 |
|-----------|--|
| 海外渡航の準備段階 | ・経験豊富な人によく相談する。 ・父母、ゼミ担当教員など緊急連絡先を決めておく。 ・現地の連絡先や旅行スケジュールを家族に渡しておく。 ・旅行業者は業務許可をもった正式な業者であるか確認する。 ・海外旅行傷害保険に必ず加入する(※1)。 ・新聞やニュース、又は大使館に問い合わせて、現地の正確な情報を収集して、紛争や政情不安のある国には行かないようにする。参考;外務省の「海外安全ホームページ」(http://www.anzen.mofa.go.jp/) ・ビザの要否、パスポートの残存有効期間の確認をしておく。 |

| | 注 意 事 項 |
|------------|--|
| 大学への必要な手続き | ・1ヵ月前までに「海外旅行届・海外渡航届」を学生課に必ず提出する(※2)。団体の場合は2ヶ月前に「海外渡航企画書」も提出する。 |
| 海外の現地で | ・団体での渡航は現地で使える携帯を必ず持参する。(個人の場合もできれば持参のこと。) ・旅行先で車の運転はしない。交通事故に注意する。 ・危険な場所には近づかない。夜間の外出は控える。 ・見知らぬ人を無条件に信用しない(日本人を狙った詐欺や強盗が多発しています。) ・多額の現金、貴重品を持ち歩かない。スリ、置き引きには細心の注意を。 ・パスポートは常にしっかりと身につけておく(国によってはコピーの携帯可)。 ・目立つ服装、振舞いをしない。 ・盗難や詐欺、違法行為(麻薬には絶対に手を出さない)に巻き込まれないように細心の注意を払う。 ・無事でも日本の家族とこまめに連絡をとる。 |

※1 海外で病気や事故で医者にかかったり入院・手術したりした場合、多額の医療費を請求されることが多いです。また、お店などでうっかり商品を破損してしまった場合なども弁償代などトラブルになることもあります。

※2 以前、海外から旅行中の学生に関して問い合わせがあった際、無届けであったため保険等の適切な対応ができず、本人も家族も大きな損害をこうむったケースがありました。

③喫煙・飲酒のルールとマナー

以下は、健康のために気を付けてほしい喫煙と飲酒についてのルールとマナーです。 なお、学内は禁煙・禁酒です。

| 項 | 目 | 説明 |
|----|---|--|
| 喫煙 | | ・喫煙は20歳以上と法律で定められています。 ・喫煙は健康を損ないます。健康な学生生活また健康な人生のために、喫煙は避けましょう。 ・受動喫煙による健康被害もあります。煙や火が周囲へ迷惑になっていないか、周りへの配慮を忘れないでください。 ・吸う場合は以下のマナーを守りましょう。 ★喫煙場所で吸う(学内は禁煙!)。 ★歩きタバコはしない。 ★吸殻は灰皿へ。ポイ捨て禁止。 |
| 飲酒 | | ・飲酒は20歳以上と法律で定められています。飲酒によって事件や事放も発生しやすくなります。適切な量・時間・場所に気を付けましょう (学内は禁酒!)。 ★一気飲みの禁止。一気飲みは命を奪う大変危険な行為です。自分がしても、人にやらせてもいけません。 ★未成年者、運転する人、体質的に飲めない人に飲ませない。 ★飲酒の強要は禁止。罰ゲームなどで飲ませることも駄目です。 |

★未成年(20歳未満)の飲酒・喫煙は絶対にダメです。

④薬物乱用の禁止

違法薬物(麻薬・大麻・ドラッグ等)の所持・使用・売買は違法行為です(大麻は栽培も禁止)。また、類似の効果を持つもの(ハーブ、薬草など)も同様に手を出してはいけません。これらは悪質な犯罪であり人生を破滅へと追いやります。ダイエットにいい、気分が晴れる、やる気が出るなど甘い言葉に惑わされず、違法薬物等には一切関わらないようにしましょう。

⑤女子学生へ 防犯のために!

若い女性は特に狙われやすい傾向にあります。犯罪を防止するために以下のことに注意して、常に警戒心をもって生活しましょう。

| チェック・ポイント | 防犯のアドバイス |
|--------------|--|
| 下宿・アパート | ・なるべく家主や管理人のいるものを選ぶようにする。 ・施錠は予備錠、ドアチェーンなどを設けて少なくとも2重に。訪問者に対しては必ず身分を確かめてから戸を開けるなど、慎重に対応する。身分を偽った犯罪も多いです。 ・窓の鍵もしっかりかけ、窓を開けたまま寝てしまうことのないようにする。 ・洗濯物の干し方には気を配る(痴漢防止等)。 ・カーテンをかけて室内が見えないようにする。 |
| 個人情報 | ・他人に自分の住所、電話番号を安易に教えないようにする。特に 悪質ないたずら電話に対しては毅然とした態度で臨み、不審に思 った場合はすぐ110番し、学生課もしくは大学の防災センターに 連絡をしてください。 |
| 夜道 | ・遠回りでも明るく広い道を選ぶ。 ・数人で帰るなど一人で歩かないようにする。 ・イヤホンやヘッドホンをして音楽を聞きながら、携帯電話の画面を見ながら、歩くのは注意が怠るのでしない。 |
| 防犯ブザー | ・必ず携行し、いざという時にすぐ使えるようにしておく。・電池切れがないか確認しておく。 |
| 被害にあいそうになったら | ・大声を出して助けを求め、人の多いところに逃げ込む。 ・不審者を見たら、おかしいなと思ったら、すぐに逃げる。 ・安全が確保されたらすぐに110番する。 |
| 悪質な手口 | ・地図で道を聞くふりをして車に連れ込む、気分が悪いので肩を貸 してほしいと言って体に触るなど、人の善意に付け込む手口も頻 発しています。安易に人に近づくことは避けましょう。 |

⑥安全な生活のために

安全で安心な生活のために、常に警戒心を持ち日頃から危機管理を行って、犯罪にあ わないように気を付けましょう。

○盗難

ひったくり、すり、住居に侵入しての窃盗など犯罪は身の回りにあふれています。被害にあわないためにやるべきことを以下にまとめました。

| 盗 難 | 防犯のアドバイス | |
|------------|---|--|
| 防犯のアドバイス | ・バッグなどは建物側にしっかりと持つ。 ・自転車にはひったくり防止ネットを使用する。(雑誌等をカバン等の上に置くだけでも効果がある) ・バイクの音がしたら振り向き警戒する。 ・裏通り、人通りの少ない道は要注意。明るいところ、人通りが多いところを選んで歩く。 ・歩きながらの携帯電話は控える。 | |
| すり | ・バッグはチャックやボタンを確実にかけ、財布や貴重品が外から 見えないようにする。 ・ポケットなど外から財布や貴重品が見えるようなところには入れない。 ・不審な人達に取り囲まれたら、その場を離れる。 | |
| 自転車・バイクの盗難 | ・自転車を停めたら必ず施錠する。 チェーン錠等のカギを付け、 前後のタイヤを固定すれば盗難防止の効果も高い。 ・忘れずに防犯登録をする。 ・バイクは少しの間でも、必ずハンドルロックをして、キーを忘れ ずに抜く。チェーン錠などで2重ロックをすると、より効果的。 | |
| アパートへの侵入 | ・外出時と帰宅時、寝る前に、玄関・窓・ベランダの窓・風呂、トイレの小窓の戸締りを必ず確認する。在宅時でも鍵をかける。 ・玄関をツーロックに、窓に補助錠を取り付けるなど、防犯設備を充実させる。 ・帰省や旅行など長期不在のときは、郵便物・新聞などの配達を止める。新聞が溜まっていると「留守宅だ」と泥棒にわかってしまいます。 | |

★盗難にあったらすぐに届出をしましょう。そのことで不正使用されることを免れます。 暗証番号の管理もしっかりする! 以下に盗難・紛失したときの届け先をまとめました。

- ・キャッシュカード…金融機関、警察
- ・クレジットカード…カード会社、警察
- ・運転免許証…免許センター、警察
- ·携带電話…携帯電話会社(使用停止連絡)、警察
- · 学生証…学生課、警察

○悪質商法

悪質商法の手口を知って自分の大切な財産を奪われないようにしましょう。楽して得するうまい話には気を付けて、契約の際には慎重に。

特に近年、創大生同士の悪徳商法による被害が急増しています。以下は被害の実例です。

創大の友人から、「20代でかなり稼いでるすごい人がいる。就活の勉強にもなるから話しを聞かせたい」と喫茶店に誘われる。喫茶店では説明担当者(創大関係者の場合もある)がきて「投資システムを使って先物取引をすれば儲けられる」といい、収益をあげた実績データなどを見せる。バイナリーオプションのケースも増えています。

投資システムが記録されているUSBメモリやDVDの購入金額は約50万円。購入後はセミナーに参加でき、人脈が広がるなどと勧誘。お金が無いと断ると「消費者金融・学生ローン」を勧められる。常套句は「みんな借りてるよ」「投資で儲ければすぐ返せるよ」と説得。借りる際は、審査が通りやすいよう「資格講座の受講料」「留学のための費用」などとウソの申告をさせる。契約後、友人を紹介すれば 5万円~8万円の紹介料がもらえると説明し、友人への勧誘を促す。

以上が実際の被害事例です。本学では、規程により<u>大学構内か否かを問わず</u> 『学生間の営利行為を禁止』(P15) しています。「勧誘」行為でも『処分』の対象となります。自身が被害にあわないことはもちろん、学内から被害者を出さないためにも、気になることがあれば、学生課まで相談してください。

| 悪質商法の種類 | 犯罪の手口 | |
|-----------|---|--|
| マルチ商法 | 商品を販売しながら会員を勧誘すると手数料が得られると言って、 消費者を販売員にして、会員を増やしながら商品を販売していく。 会員を増やせば利益になる、「誰でも」「簡単に」儲けられるといっ た甘い言葉に注意しましょう。 | |
| ネット通販トラブル | 「1回目90%オフ」「初回実質0円」など、通常より低価格で購入できると広告しながらも、実は定期購入が条件となっている健康食品や化粧品等の通信販売のトラブルが増加しています。通信販売ではクーリングオフ制度は適用されないため注意が必要。 | |
| キャッチセールス | 街頭などで声をかけアンケートに応えさせるなどして、事務所に近れて行き、化粧品購入やエステの契約をさせる。 | |
| アポイント商法 | 「至急連絡したいことがある」「特別なプレゼントが当たった」など 電話やハガキで呼び出し、一対一で商品の購入契約を迫る。 | |
| 押し付け商法 | 注文していない商品を一方的に送りつけ、代金を請求する。も 文していない商品が届いた場合は絶対に手をつけないこと。代 払う必要はありません。商品を受け取った日から14日間経過した き、または引き取りを請求してから7日間経過した場合は処分 も大丈夫です。 | |
| かたり商法 | まるで役所から来たような、まぎらわしい言い方と服装で、消火 器、ガス警報器、表札などを売りつける。身分証明書や所属をきち んと確認するようにしましょう。 | |

| 悪質商法の種類 | 犯罪の手口 | |
|---------------|---|--|
| 就職活動につけこむ資格商法 | 「就職に有利だから資格を取りませんか」と言って高額なテキスト等を売りつける。学生の不安を逆手に取った悪質な詐欺です。資格を取る場合は、講座やテキストの費用、支払い方法、内容をよく調べて、本当に自分に必要な資格なのかよく考えて決めることです。悪質業者は学校の在校生・卒業生名簿などを手に入れ、しつこく電話してきます。あいまいな返事は禁物。はっきりと「いりません」「受講する気はありません」と断ること。 | |

- ★楽をして儲かる話には気を付ける。
- ★うっかり契約してしまった時はクーリング・オフの手続きをとる。

【クーリング・オフ制度とは】

購入者は販売業者に対して契約の申込をした日、あるいは契約をした日を含めて8日間(契約によって日数が延びるものもある)であれば、書面(内容証明つき郵便か簡易書留郵便のハガキ)によって申込の撤回や契約の解除を無条件で行うことができます。クーリング・オフを行使した場合は損害賠償や違約金を支払う必要はありません。取引販売業の負担で行われます。また未成年者が親権者の同意を得ずに行った契約は取り消すことができます。困ったことがあれば消費生活ホットラインTEL 188へ(最寄りの消費生活センターにつながります)。

○カードローン

学生になれば、クレジットカードが申し込めるようになります。クレジットカードを 使いはじめた人で陥りやすいのが、「お金なしで何でも買える」という誤った考えです。 使いすぎで支払が出来ずに借金を作ってしまう学生も少なくありません。毎月の支払に 追われ、学業に支障が出ることのないよう気をつけましょう。お金の管理をきっちりす ることも重要な学びです。

○情報倫理とセキュリティ対策

情報の活用や情報の発信を行おうとする場合には、その情報が誰のものであるか、誰に影響を与えるか、どんな結果を引き起こすかなどの情報の価値、その影響力、責任をよく認識したうえで行動する必要があります。また、他人からの攻撃や不慮の事故に備えてセキュリティ対策を行ってください。

以下では、学生が関係することの多い事項について注意事項や禁止事項などを載せます。

| 項目 | 注意事項、禁止事項など | |
|---------------|---|--|
| 著作権 | 著作権法で、著作者の権利が保護されています。著作者の権利を侵害していないか注意する対象は以下のものです。①著作物(印刷されたもの、インターネットやCDなどの電子媒体での情報など)。②編集された著作物、データベースとして集積された著作物(二次的な著作権が発生)。③著作物の実演者、レコード等の作製者、放送事業者(著作隣接権がある)。 ・コピーガードなど技術的に保護されているものを、解除してコピーすることは避けましょう。 ・他人の著作物をインターネットで公開するときには許可が必要です。勝手に公開してはいけません。 ・著作物の内容に変更を加え、それを原著作者の著作物として公表することは許されません。 | |
| ソフトウェアのインストール | ソフトウェアは使用許諾を得て(お金を払って)バソコン等にインストールしますが、通常は一台に一つのソフトウェアとなっています。複数のパソコンにインストールすることができるような契約(サイトライセンスなど)をしない限り、勝手に複数の電子機器にインストールすることは禁止されています。また、そのような行為を誰かに頼まれても断りましょう。 | |
| インターネット | 次のような行為は禁止します。 ・他人や機関などの悪口を書いたり、誹謗中傷したりすること。 ・他人のアカウントやパスワードを使って侵入し、保存されている情報を見たり盗んだりすること、あるいはその情報を改変したり削除したりすること。 ・受信者の承諾なしに不特定多数のメールアドレスに向けて一括送信するような迷惑なメール(スパムメール)を送ったり、自分が受信したスパムメールを他人に転送したりすること。 ・企業や商品の商標を無断で使用すること。 ・集めた情報をその許諾利用目的以外で使用すること。 ・その他、迷惑になる行為、人を不快にする行為、犯罪行為のすべて。 | |
| 個人情報 | 自分の個人情報を守るのは当然ですが、友人の個人情報も守りましょう。ゼミやクラブでの活動を通じて取得した個人情報などを持ち歩く場合は、USBメモリなどに必ずロックをかけ、紛失した場合に個人情報が流出しないようにしておきましょう。 | |
| パスワード | パスワードはしっかりと管理し、友人でも教えないようにしましょ う。また、サイトの管理者と偽ってパスワードを盗む者もいます。 くれぐれも気を付けましょう。 | |
| ウィルス対策 | ウィルスは自分のデータだけでなく、ネットワークを通じて他人の データまで壊してしまうことがあります。パソコンにはウィルスを チェックし駆除してくれるソフトをインストールし、定期的に更新 しておきましょう。また、差出人不明やおかしいと思うメールや添 付ファイルは開かない、怪しいホームページを閲覧しない、など日 ごろから注意しましょう。 | |

| 項目 | 注意事項、禁止事項など | |
|--------------|--|--|
| セキュリティアップデート | パソコンのOSやソフトウェアのセキュリティアップデートは定期的 に行いましょう。 | |
| 共有設定 | 不必要にファイルを共有設定にしておかないようにしましょう。共 有の危険性をよく認識しましょう。 | |

○ソーシャルメディアの利用について

ソーシャルメディアとは、「Facebook」「Twitter」「LINE」「Instagram」などのSNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や「ブログ」など、利用者が自ら情報を発信し形成していくメディアを指します。これらの利用によって大きなトラブルに巻き込まれる事件が多発しています。その特性を理解し、しっかりとルールを守ってください。

| 特性・注意事項 | 説 明 | | |
|----------------------------|--|--|--|
| 発信元が特定される | 匿名であっても、前後の発言や過去の投稿、IPアドレスから発信を特定することができます(※1)。匿名でも無責任な発言はしいでください。 | | |
| 瞬時に広がる | 自分が発信した情報は瞬時に世界に広まります。どこでだれが見いてもおかしくはありません。不用意な発言によって誰かを傷つることのないよう、また自分自身がトラブルに巻き込まれない。う、責任をもった情報発信を心がけてください(※2)。 | | |
| 削除しても残り続ける | 一度発信した内容は自分で削除しても、完全には削除することができません。どこかの誰かのコンピューターに記録されている可能性があるからです。ずっと残ってもいい内容か、よく考えてから投稿しましょう。 | | |
| 実名での情報発信のリスク | 実名で情報発信を行うと、個人情報の流出や暴露の危険性があります。また、実名を勝手に使われ犯罪に利用されるなどの可能性もあります。実名での情報発信はできるだけしないようにしましょう。 | | |
| 他人の実名、写真、行動内容を 無断で投稿しない | 他人の写真や個人情報を本人の許可なく掲載してはいけません。他人が一緒に写っている写真も他人の名前も同様です。プライバシーの侵害にあたります。また、写真を掲載する場合は写真に位置情報が記録されていないか確認し、自宅が特定されるなどのトラブル(※3) に巻き込まれないように気を付けてください。 | | |
| 誹謗・中傷する投稿をしない | 悪口や嘘、誹謗中傷は人権侵害につながります。他人の性格や人格を否定する発言や容姿に関する発言はソーシャル・メディア上では単なる悪口では済みません。名誉棄損罪や侮辱罪に該当することがあります。また、軽い気持ちで言った不用意な発言も同様です(※4)。絶対に悪口などの書き込みはしないでください。また、自分の不用意な発言によって自分自身が非難中傷されたり処分を受けたり(※5)、ときには家族にまで被害が及ぶことがあります。 | | |

| 特性・注意事項 | 説明 |
|----------------------|---|
| 公開範囲に気を付ける | 公開範囲を設定しましょう。「鍵付き」でもコピーやリツイートされれば公開されてしまうので、写真や個人情報などは出さないようにしましょう。また、Facebookでは写真でむやみに「友達」のタグ付けをすることを避ける、「友達」からの削除は慎重に行うなど配慮も必要です(※6)。 |
| 情報が正しいかどうかよく確認 する | 掲載されている情報は必ずしも正しいものばかりではありません。 間違った情報によって事件に巻き込まれたり、あるいは意図せず加 害者になったりすることのないように注意しましょう。デマや嘘に だまされない心構えが大切です。 |

- ※1 ホテルの従業員が著名人の来店をTwitterに投稿。数時間後にはその従業員と著名人の実名や顔写真がネット上に公開されてしまった。
- ※2 大学生が広島の原爆ドームを背景にダンスをしているところをニコニコ動画に載せ、批判・中傷が殺到し、ブログが「大炎上」した。
- ※3 GPS機能によって写真に撮影場所の大体の位置が記録される。写真から自宅を特定されストーカー被害を受ける事件が発生。
- ※4 飲食関係のアルバイト先でお店の冷蔵庫にふざけて入っている写真を投稿。その 結果、そのお店は営業停止に追い込まれ、投稿した当人は多大な損害を与えたと して損害賠償の訴訟を起こされた。
- ※5 消防団員が消火活動中に被災した家屋や消防団員らの写真をFacebookに投稿。 さらに「火を消すのは消防署の役目で消防団員はほぼ見てるだけなんですよ。」 と事実と異なるコメントまで投稿。後日、懲戒処分を受けた。当人は友達の中だ けで見るものと思い、軽い気持ちで載せてしまったと話した。
- ※6 アメリカでは「友達」から削除されたことに恨みを持った殺人事件が発生。

○ネットでのトラブル

違法ダウンロード

違法配信されている音楽や映像は、私的利用のためのダウンロードでも著作権侵害 (※) となり罰せられます。著作権の侵害にあたらないか十分に注意してください。軽い気持ちで行ったことでも、結果は重大です。

詳しくは著作権情報センター(http://www.cric.or.jp/)を参照。

※違法行為の例

- ・販売またはインターネット上に公開されている音楽・映像等をコピーし、動画公開サイトや自分のウェブサイトにアップロードしたり自分のPC等にダウンロードすること
- ・コピーガードされた音楽CD、DVD、Blu-ray Diskに含まれるコンテンツを、PCのソフトウェアを利用してハードディスク、USBメモリ、携帯音楽プレーヤ等にコピー (リッピング) すること。

出会い系サイト

携帯電話のメール等に頻繁に出会い系サイトの案内が届くことがあります。このサイトのほとんどが悪質なものです。うっかりそのサイトを利用すると勝手に登録されてしまい、数日後に使用料などの名目で法外な金額を請求されます。ひどい場合には、直接電話がかかってきて請求されることもあり、精神的に追い詰められます。出会い系サイトは絶対に利用してはいけません。

身に覚えのない請求 (架空請求)

「身に覚えのない請求 (架空請求)」のメールが届いた場合には、以下のような対処 方法があります。

- ・指定したアドレスからのみ受信できるようにする
- メールアドレスを変更する
- ・架空請求には絶対応答しない、無視する
- ・消費生活ホットライン (TEL188) や学生課に相談する。

⑦ヘイト・クライム、ヘイト・スピーチの禁止

本学は人権の擁護と多様性を尊重する大学です。人種、肌の色、民族、宗教、性別、性的志向、身体障害に対する偏見や差別が原因となる犯罪=ヘイト・クライム(憎悪犯罪)に加担したり、あるいは、それら偏見や差別を原因とする憎悪の念を込めた言葉を使うこと=ヘイト・スピーチを行ったりすることは、決して許されません。このような偏見や差別による言動は絶対に許さないという断固たる信念と態度で臨みましょう。

8健康管理

健康は、学問・生活・活動あらゆることの基本になります。そして健康は自ら努力し勝ち取っていかなくてはならない財産です。健康であるために食生活や睡眠時間にも注意し、溌溂とした学生生活を送りましょう。また、学生時代に心身共に健康であり続けるための方法を身につけましょう。

| ポイント | 注意すること | |
|------|--|--|
| 食事 | 必要な栄養素がきちんと摂れるように考えて食べましょう。また、飲み過ぎ・食べ過ぎ、食べ忘れ、まとめて食べるなど、不規則な食事にならないように一日3回規則正しく食べるようにしましょう。 | |
| 睡眠 | 寝る時間の確保も大事なことです。睡眠不足は勉学や生活に支障をきたしま す。よく寝て心と体をリフレッシュし活力ある毎日を送りましょう。 | |

| ポイント | 注意すること | |
|------|---|--|
| 身体面 | 健康診断は必ず受けましょう。体に不調を感じたら、学内であれば「保健センター」が相談にのってくれます。また病院の紹介もしてくれます。 | |
| 精神面 | 最近やる気が出ない、食欲がない、眠れないなどの心の不調にも注意しましょう。学内であれば「学生相談室」や「こころ元気科」でも精神面のサポートをしてくれます。気軽に相談してください。 | |

⑨一般市民として守るべきこと

大学生も自分が住む地域の住民です。一般市民として守るべきルールに則って生活しましょう。

○騒音

アパートで集まる、楽器を演奏する、公園や川原でバーベキューや花火をするなど、特に大人数で集まる場合には、周囲に迷惑をかけないよう時間帯や音量、周囲の環境への影響などに注意しましょう。また、バスの中や電車の中など公共交通機関や公共の場での大声でのおしゃべりは、周囲の人の迷惑になります。自分の出す声や音が騒音になっていないか、常に相手の立場に立った行動をとりましょう。

○火の用心

アパートでの火の始末をきちんとしましょう。集合住宅で火事になった場合は、多くの人の命や財産を奪うことにもなります。日頃から消火器や火災報知器などを点検し、また使用方法なども確認し、万が一に対応できるようにしておきましょう。

○ゴミ出し

特にアパート暮らしをする学生は、ゴミ収集のルールを厳守し、地域住民の皆さんに 絶対に迷惑をかけないようしてください。また、屋外で出たゴミは持ち帰って処分しま しょう。ゴミの不法投棄は犯罪です。

○洣惑駐車

近年、他人の駐車場やコンビニエンスストア等の駐車場に長時間にわたり、無断で駐車し、警察に通報されるといった迷惑駐車が多発しています。絶対に迷惑駐車をしないようにしてください。

■学生証(身分証明証)

学生証は本学の学生であることを証明するものです。裏面の注意事項を守り、常に 携帯をしてください。また以下の点にも注意してください。



定期券発行控シール(イメージ) ※年度ごとに貼り替えが必要です

《注意事項》

- ① 学生証がないと、各種証明書の発行をうけられません。また、定期試験の受験、 通学定期券の購入、学割の使用、図書館などの学内施設利用もできません。
- ② 学生証の裏面に在籍シール(1年間有効)のないものは無効です。1年毎に必ず シールの更新をしてください。シールの更新は、新年度のオリエンテーション期 間に行います。詳細は掲示等によって連絡します。
- ③ 強い衝撃を与えるとICチップが破損する恐れがあります。取扱いには十分ご注意ください。

《学生証を紛失したら》

- ●学生証の再発行 ―
 - ・顔写真(4cm×3cmカラー)
 - ・再発行手数料 2,000円 (ICチップ破損は1,000円)
 - ※パピルスメイト(証明書自動発行機)に手数料を入れて「学生証再発行申請」 を出し、必要事項を記入した後、**学生課へ提出**

(操作) **3 0** □□□□□□□ を手入力→「学生証再発行」ボタン 学籍番号

《定期試験日に学生証を忘れたら》

◆定期試験受験許可証(定期試験受験用)-

定期試験を受ける場合は学生証の提示が必要です。万一学生証を携帯していない場合、事前に教務課(法学部、教育学部、理工学部の事務室でも可)で「定期試験受験許可証」(発行当日のみ有効)の交付を受けてください。その際、手数料 300 円が必要となります。

学籍番号

- ※長期休業期間や留学等の終了後、学生証を紛失する生徒が増えております。学生証は身分証明書にもなる大切なものです。紛失等のないよう、大切に管理をしてください。
- ※スマートフォンなどのケースに挟んで使用すると、学生証のICチップが反応しなくなることがあります。なるべく、カードケース等に入れての使用をお願い致します。

■学生への連絡・情報伝達(ポータルシステム)

学生への各種連絡は以下の通りです。

《掲示連絡》

- ① 学生への連絡は、基本的には掲示によって行っております。掲示内容は授業に関すること、学生生活に関する注意事項、就職に関すること、各種大学行事に関することなどです。
- ② 登校・下校・休み時間の際には、所定の掲示板を確認する習慣をつけてください。

《ホームページ》

- ① 大学事務局からのホームページには、主に全学に関する情報があります。
- ② 大学生活に関する情報は各部課のホームページで閲覧できます。また学生支援センター(教務課・学生課・国際課・キャリアセンター)のホームページではそれぞれの部課への問い合わせができるサイトがあります。

(注目!!) ポータルシステムについて

学生へのWebサービスとして本学ではポータルシステムを導入しております。主に個人への大切な連絡・報告はこのポータルシステムで行いますので必ず確認してください。

≪重要≫携帯電話や個人のパソコンのメールアドレス等に転送をして、大切な連絡をいつでも確認できるようにしてください。

- 【ポータルシステムの主な機能】 -

・スケジュール機能時間割・教室が確認できます。自分のスケジュール管理ができます。

伝言機能

学生支援センターなどからの貴方あてのお知らせが表示されます (具体的には、奨学金関係、全学生へのお知らせ、その他個人宛の大切な連絡等)。

・お知らせ機能

各建物の掲示板のような機能です(携帯電話への転送は行っていません)。

· 教務情報

履修している授業の休講・補講・教室変更・授業の出席状況などの情報が確認できます。







学生支援センター

● 学生課

- ❷ 障害学生支援室 | ❸ 教務課
- ・各種申請・届出関係 ・各種相談
- ・学牛牛活関係
- ・合理的配慮の申請
- ・課外活動・学友会 (クラブ・サークル)
- ・学生寮
- ・奨学金関係
- ・各種相談
- ・ボランティア相談窓口

- ・成績・履修関係
- ・学籍関係
- ・大学院(文系)関係
- ・各種証明書
- ・時間割
- ・休講・補講
- ・定期試験

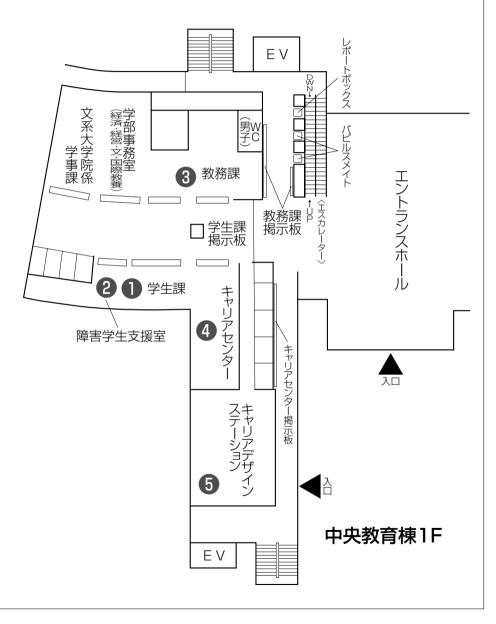
4 キャリアセンター

- ・各種講座の申し込み受付 公務員試験、国家試験、資格試験
- 就職活動、進路相談
- ・業界・企業研究
- ・履歴書添削
- ・模擬面接
- ・勤務先カード閲覧

6 キャリアデザインステーション

- ・仕事・資格に関する書籍の閲覧 新聞、ビジネス誌、専門誌
- ・採用に関する情報収集
- ・進路相談

※学生支援センター(教務課、学生課、キャリアセンター)は 中央教育棟1Fにあります。



■学生支援センター

《学生支援センター窓口時間》

学生支援センターでの各種申請、届出、相談等の窓口利用時間は以下の通りです。 なお、定期試験期間や長期休暇中は利用時間が変更になりますので、ポータルサイト、掲示板等で確認をしてください。また各種行事や諸事情で利用時間が変更になる こともあります。

| 窓口 | 窓口取扱内容 | 窓口時間 |
|---------------------|---|-----------------------|
| 教務課 | 履修、成績、単位認定、卒業に関すること、学籍異動、 休学、退学、転籍、再入学、 転学部・転学科試験に関すること、休講、補講、公欠、 授業に関すること、定期試験、演習、卒業論文、 文系大学院に関すること、 各種証明書申請など | |
| 学生課 | 施設貸し出し、身上変更、学内・外活動届、掲示物、 備品使用、公欠(クラブ活動に関すること)、 学生証発行、通学証明証発行、 学割・団体割引、アルバイト紹介、アパート紹介、 課外活動、学友会(クラブ・サークル)、学生寮、 他各種申請・願、遺失物・拾得物、奨学金関係、 各種報告・要望、各種相談など | 月曜日~金曜日 9:30~17:00 |
| 国際課 | 交換・認定留学、短期海外研修、海外渡航に関すること、 私費留学に関すること、国際交流関係、海外来賓など 外国人留学生に関すること | 土曜日 |
| キャリアセンター | 進路全般、業界・企業研究、就職活動に関すること、 履歴書添削、模擬面接、勤務先カード閲覧、公欠 (就職活動に関すること)、公務員試験、国家試験、 資格試験講座に関すること | 9:30~12:00 |
| 教 職 キャリア センター | 教職課程に関すること | |
| 障害学生 支援室 | 合理的配慮の相談・申請 | |

※日曜・祝日は窓口業務は行いません(授業実施日は除く)。

《学内入構時間》

- ①校舎の開館時間は平日・土曜日とも午前7時30分です。
- ②校舎の閉館時間は平日・土曜日とも21時で最終下校時間となります(但し、本部棟の閉館は18:00、また中央教育棟正面自動ドアなど一部の施設は土曜19:00、日曜18:00に閉館となります)。
- ③日曜・祝日は許可を受けた課外活動をする場合以外、原則として校舎内に入ることはできません。
- ④入学試験が行われている場合は入構禁止です。また大学の諸事情により入構禁止と なることがあります。

※正 門 7:00開門、23:00閉門

(緊急時は警備室のインターフォンで呼び出し可)

※栄光門 (平日) 7:45開門、19:00閉門

(土・日・祝日)終日閉門

《各種届出・願》

| 種別 | 担当部署 | 備考 |
|--------------|--------------|---|
| 学生住所・電話番号変更 | | ポータルサイト(履修・成績WEBシステム)にて |
| 保証人住所·電話番号変更 | | 個人で変更してください |
| 宿泊施設利用届 | 学生課 | ポータルサイトの「各種申請書類(学生課)」の 「施設利用申請について」にて申請方法を確認して |
| 展示スペース使用申請書 | 子生 珠 | 「施設利用中請にJUIC」にて申請方法を確認して いただき、Googleフォームから申請してください |
| 氏名·保証人変更届 | | |
| 学内活動届 | | ポータルサイトの「各種申請書類(学生課)」 |
| 研修旅行届 | | より所定の用紙をダウンロードし、必要事項 を記入して提出してください |
| 海外旅行届 | 学生課 | |
| 車輌乗り入れ申請書 | 子 土林 | ※それぞれ申請できる期間が決まっております。 事前に窓口で確認をしていただき、必ず期日 |
| ポスター掲示許可申請 | | を守って申請をしてください。 |
| 学生課備品借用願 | | ※窓口でも申請書を受け取ることが可能です。 |
| 要望書·報告書 | | |
| 海外渡航届(団体用) | 学友会 | 学友会で所定の用紙を受け取り、 |
| 合宿·登山計画書 | 于 <u>人</u> 人 | 必要事項を記入して提出してください |
| 休学願 | | 教務課窓口で所定の用紙を受け取り、 |
| 退学願 | 教務課 | 必要事項を記入して提出してください |
| 在学留学届 | | 必安争項を記入して従山してへたさい |
| 海外留学届 | 国際課 | 国際課窓口で所定の用紙を受け取り、 必要事項を記入して提出してください |
| | 学生課 | 公式試合に参加する場合 本学公式行事に学生代表で参加する場合 |
| | キャリアセンター | 就職採用試験(最終学年のみ対象) |
| 公欠願 | 教職キャリアセンター | 教育実習、博物館実習、介護等体験に参加する場合 教員採用試験を受ける場合 |
| 教務課 | | 忌引きの場合 演習・共通演習で行う実習などに参加する場合 裁判員またはその候補として公判等に参加する場合 指定感染症による出席停止処置を受ける場合 上記以外の内容によるもの(要相談) |

《交通事故・事件等の報告》

| 交通事故報告 | | ポータルサイトの「各種申請書類(学生課)」 |
|--------|-----|-----------------------|
| 事件報告 | 学生課 | から所定の用紙をダウンロードし、内容を |
| 盗難報告 | | 詳細に記入し提出してください |

- ※本人または保証人の身上で何らかの変更があった場合は、大学からの連絡・通知に 支障がでないよう必ず届出をしてください。
- ※<u>特に本人・保証人の住所・電話番号(携帯電話番号含む)が変更になった場合は、ポータルサイト</u>履修登録画面の「住所変更」をクリックして変更作業をしてください。
- ※公欠願についての詳細は各担当部課に問い合わせてください。

《学生が利用可能な掲示板》

学内での掲示物は、所定の場所においてのみ掲示することができます。学生が利用可能な掲示板には次のものがあります。

【掲示板】

| 掲 示 板 | 場所 | 申込窓口 | 申 込 方 法 |
|------------|----------------------------|-------|------------------------------------|
| 学友会専用掲示板 | 学生センター内掲示板及び 中央教育棟B1掲示板 | 学友会本部 | 掲示物を学友会に提出し、 許可印を得た後に掲示する |
| 学生自治会専用掲示板 | 学生センター内掲示板及び 中央教育棟B1掲示板 | 学生自治会 | 掲示物を学生自治会に提出し、 許可印を得た後に掲示する |
| 一般学生用掲示板 | 各棟ロビー内 専用掲示板 | 学 生 課 | 掲示物を2日前までに学生課に提出し、 許可印を得た後に掲示する |

※所定の掲示期日が過ぎたら、速やかに掲示物を取り除いてください。

【一般学生用掲示板の使用について】

- ① 原則として個人的な掲示は出来ません。
- ② 掲示物には団体名または責任者の氏名を明記しなければなりません。
- ③ 期間は最長で1ヶ月間です。
- ④ 掲示物 1 枚の大きさは模造紙大までです。
- ⑤ 同主旨の内容の掲示は1枚までです。

注意:エレベーター内や教室内、階段おどり場等の所定場所以外での掲示は厳禁です。万一、掲示されている場合は掲示物を取りはずします。



《施設貸出し》

| 施設名 | 申請期間 | 許可証交付日 |
|------------------------|-------------|--------|
| 教室(中央教育棟・B棟・S棟・本部棟) | 2週間前~3日前まで | 2日後 |
| 学生ホール(多目的ホール・ギャラリーホール) | 3ヶ月前~10日前 | 1 週間後 |
| 松風センター | 1ヶ月前~3日前まで | 3日後 |
| 各セミナーハウス(箱根・菅平) | 3ヶ月前~10日前まで | 10日後 |

教室…ポータルサイトのCampus Squareで予約状況を確認し、Googleフォームより申請してください。申請する前にポータルサイトの「各種申請書類(学生課)」の「施設利用申請について」にて、申請方法を確認してください。



<教室・松風センター申請用Googleフォーム> https://forms.gle/gaYTpbuiGNA5A1x6A



<施設申請のキャンセル用Googleフォーム> https://forms.gle/xam88yWoNZxczb1U8



<宿泊施設申請用Googleフォーム> https://forms.gle/f5hVKMLQaWjMMn5v8

※Googleフォームには「e(学籍番号)@soka-ujpのアカウントにログインした状態でアクセスしてください。

グラウンド (体育施設) …学友会本部で申請。

【施設使用の注意事項】

- ※一旦使用が許可されても、急な大学行事等が決まった場合、使用施設・日程の調整をお願いする場合があります。
- ※授業時間内は原則として貸し出しできません。
- ※定期試験期間中の教室貸し出しはできません。
- ※教室等に設置してある映像音響設備は授業用ですので使用不可です。
- ※申請は土日祝日もしくは休日を含みません。

【松風センター】……集会・研修会等に利用できます。

※毎週月曜日は休館日(及び年末年始)

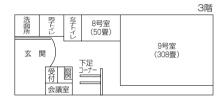
※但し、松風2Fは柔剣道場のため使用できません。

| | 松風1F(和室5部屋·浴室) | | | | 松風3F(和 | 宝2部屋) | | |
|------|----------------|-----|-----|------|--------|-------|------|------|
| 1号室 | 2号室 | 3号室 | 4号室 | 5号室 | 6号室 | 7号室 | 8号室 | 9号室 |
| 270人 | 45人 | 60人 | 72人 | 135人 | 135人 | 606人 | 150人 | 924人 |

【施設配置図】

▼松風センター

| | | | | | | 一门陷 |
|-----|--------|-----------------------|--------------|-----|---------------|--------------|
| 浴室 | 1号室 | 2号室 (15畳) 3号室 | 5号室 (45畳) | | | 7-3 (68畳) |
| 脱衣室 | (90畳) | (20畳) 4号室 (24畳) | 6号室 (45畳) | | 7号室 (212畳) | 7-2 (80畳) |
| 洗濯室 | 洗面コーナー | トター <u></u> 顕 | 是是 | 会議室 | | 7-1 (64畳) |
| | | | 玄関 | | | |



【緑風合宿所】……女子学生の合宿専用施設として利用できます。

【施設概要】

| 10 | |
|------------|------------------|
| 収容人数 | 34名 |
| 宿泊(洋室2人部屋) | 1F6畳×8部屋 |
| | 2F 6畳×8部屋、8畳×1部屋 |
| 浴室・ラウンジ | |

【利用料金】(1泊・食事なし)

① 団体宿泊の場合

| 布団代 600円 | |
|-------------|----|
| (O)AUNIMOOO | |
| (2泊目以降300F | 円) |

② 自宅生・看護実習生宿泊の場合

| 宿泊料 | 1,150円 |
|-----|--------|
| | 布団代を含む |

※ 団体宿泊の場合、お布団は各団体から 直接布団屋さんにご連絡

【宿泊期限】

月曜日は休館日のため、日~月、月~火の宿泊はできません

※松風センターと緑風合宿所の自宅生・看護学部生の宿泊の申請は前の週の金曜日までに行ってください。

【箱根・菅平セミナーハウス】…クラブやゼミ等の合宿で利用できます。

| | 郵便番号 | 住 所 | 連絡先 |
|-----------|-----------|--------------------|----------------|
| 箱根セミナーハウス | ₹411-0011 | 静岡県三島市山中新田字170 | 055 (984) 2012 |
| 菅平セミナーハウス | ₹386-2200 | 長野県上田市菅平高原1278-473 | 0268 (74) 2612 |

① 箱根セミナーハウス



② 菅平セミナーハウス



【施設概要】

| 収容人数 | 64名 |
|-----------|----------------|
| 宿泊(和室)2F | 12畳×1部屋、8畳×5部屋 |
| 2F | 24畳×1部屋 |
| 3F | 12畳×1部屋、8畳×8部屋 |
| セミナー室 洋室× | 2部屋、和室×1部屋 |
| 食堂・浴室・ラウン | ジ |

【施設概要】

| 収容人数 | 60名 |
|------------|----------------|
| 宿泊室(本館) | 32畳×3部屋 |
| (新館1F) | 10畳×3部屋 |
| (新館2F) | 10畳×2部屋、8畳×1部屋 |
| 食堂・浴室・乾燥室 | ・屋外シャワー室 |
| サッカー・ラグビー: | コート 1面 |
| テニスコート | 4面 |

【利用料金】(1泊2食付)

| 本学学生·教職員 | 2,550円 |
|---------------|--------------|
| その他(学生・教職員以外) | 3,100円 |
| 昼 食(申し込み自由) | 620 円 |

【利用料金】(1泊2食付)

| 本学学生·教職員 | 2,760円 |
|---------------|--------|
| その他(学生・教職員以外) | 3,310円 |
| 昼 食(申し込み自由) | 720円 |

【宿泊期限】

5泊6日以内

【宿泊期限】

5泊6日以内

【申し込み人数】

原則として10名以上の利用者とする。

【申し込み人数】

原則として10名以上の利用者とする。

《各種証明書発行》

- ◆各証明書は**パピルスメイト**(証明書自動発行機)又は担当部課の窓口で発行・交付しています。
- ◆パピルスメイトで証明書や申請書を発行するときは**学生証が必要です**。

| 証明書の種類 | | 手数料 | パピルスメイト (即日発行) | 窓口 | 交付日 | 担当部課 |
|----------------|-------------|------|-------------------|--------------------------|------|------------------------|
| 成績証明書(和文・英文) | | 300 | 0 | * | * | |
| 在学証明書(和文・英文) | | 200 | 0 | * | * | |
| 卒業見込証明書(和文・英文 | (文) | 300 | 0 | * | * | 教務課 |
| 成績・卒業見込証明書 | | 300 | 0 | * | * | |
| 休学証明書 | | 300 | 申請書 | 教務課 | 2 日後 | |
| 健康診断証明書 | | 300 | 0 | * | * | 保健センター |
| 学生旅客運賃割引証(学割 |) | 無料 | 0 | * | * | 学生課 |
| 卒業証明書(和文・英文) | | 300 | | | 2 日後 | |
| 成績・卒業証明書 | 成績・卒業証明書 | | 申請書 | 教務課 | 2 日後 | 教務課 |
| 科目房修証明書 | 和文 | 300 | THE | AMURKE | 2 日後 | 1 X1770A |
| 行口皮形皿切音 | 英文 | 300 | | | 7日後 | |
| 人物に関する証明書(人物考査 | 書 | 200 | 申請書 | 教職 キャリア センター | 7日後 | ・ 教職 キャリア ・ センター |
| 教員免許状取得見込証明書 | Ì | 300 | | | 7日後 | |
| 学力に関する証明書 | | 300 | | | 7日後 | |
| 通学証明書 | | 無料 | * | 学生課 | 翌日 | |
| 在寮証明書 | 在寮証明書 | | | 学生課 | 2 日後 | |
| 学生証再発行 | | 2000 | 申請書 | 学生課 (顔写真4×3cm を持参) | 2日後 | 学生課 |
| 学生証再発行(ICチップ破技 | 員) | 1000 | | .6145/ | | |
| 定期試験受験許可証 | | 300 | | 教務課 | 即日 | 教務課 |

[※]即日発行できない証明書については、パピルスメイトより、必要な申請書を取り出し、必要事項を記入して担当部課の窓口に提出してください。

[※]土曜日・休日は発行日数に含まれません。

[※]パピルスメイトの暗証番号はポータルサイトで確認できます(p.31)。

《通学定期券の購入》

- ① JR線・京王線・西東京バスのみを利用する方 各交通機関窓口にて学生証を提示して申請してください。
 - ※ JR線、京王線の場合は通学証明書の代わりに、学生証(学生証裏面のシール)で通学定期券が購入できます。これは通学定期発行にともなう手続きを 簡素化するため、学校と鉄道会社の信頼関係に基づき行われています。
 - ※ 創大シャトルバス (新宿一創大間) 利用に伴う通学定期券を発行する場合は、学生課窓口での「通学証明書」の発行が必要となります。
- ② 上記以外の私鉄・地下鉄・バスを利用する方 学生課窓口で「通学証明書」を発行し(発行には学生証が必要)、各交通機関窓 口にて学生証と通学証明書を提示して申請してください。
 - ※ 通学証明書の有効期間は1ヶ月です。
 - ※ 通学定期乗車券利用区間は現住所と大学を結ぶ最短区間と決められています。
 - ※ 不正乗車すると定期券の没収、3倍の追徴金が課せられます。また定期券の 発行停止処分を受け、大学も社会的信用を失い、他の学生にも悪影響が出ま すので絶対にしないでください。
 - ※ 学生の不正行為とは、本来、八王子市に在住している学生が学生証(学生証 裏面のシール)に記載する本人住所を改ざんし(新宿区の住所を記入するな ど)、架空の居住地の最寄の駅と八王子(JR八王子駅または京王八王子駅) 間の通学定期券を購入することなどです。

《学割証・学生団体旅行割引》

(1)個人用交付

<学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証:JR線)>

片道100kmを超える長距離電車の場合に学割が利用できます。

- ① 各棟ロビー等にある「パピルスメイト(証明書自動発行機)」で発行してください。
- ② 発行枚数は、年間10枚、1回の発行は5枚までです。 就活やインターンシップ等により10枚以上の発行が必要な場合は、学生窓口までお越しください
- ③ 有効期間は、発効日から3ヶ月間です。
- ④ 普通運賃が2割引になります。

【片道有効日数】

| 営業 km | 200km | 400km | 600km | 800km | 1000km | 1200km | 1400km |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | まで | まで | まで | まで | まで | まで | まで |
| 有効日数 | 2 🖯 | 3 ⊟ | 4 ⊟ | 5日 | 6 ⊟ | 7日 | 8 🖯 |

(2) 団体用交付

<学生団体旅行割引>

- ② 普通運賃が5割引になります。
- ③ JRみどりの窓口・旅行代理店・学生ホール1階 旅行センターにある所定の用紙を学生課窓口に提 出し、大学の証明印を受けてください。



《遺失物・拾得物の取り扱い》

- 学生課には様々なものが拾得物として届けられ、展示スペース(学生課窓口隣) に保管されています。
- すべての拾得物は1ヶ月間、学生課で保管されます(期間を過ぎたものは処分となります)。衛生上保管に適さないものはこの限りではありません。
- 拾得物が本人の物と判明した場合はその物品はお渡しします。
- 学内で所持品を紛失したり、物品を拾得した時は速やかに学生課へ届け出てください。



※名前が確認できる物品に限り、個別に連絡を致します。

《通学車輌の登録制》

本学への通学はバス、自動車、オートバイ、自転車の利用など各自に任せておりま すが、近年、本学の学生が交通事故の加害者となったり、大きな事故に巻き込まれる ケースが急増しております。大学周辺の道路は交通量も年々増えつづけており、学生 の車輌による通学には、十分な注意が必要となっております。

通学手段としてバイクまたは自動車を利用する学生は車輌登録をしなければなり ません。登録をした車輌のみ本学の学生専用駐車場または駐輪場を利用できます。

※車輌登録の詳細は学生課ホームページをご参照ください。

| 車輌 | 登録制 | 駐車(輪)場 | 交付 | 備考 | |
|-------|-----|--|--|---------------------------|--|
| 自動車 | 0 | 【学生専用駐車場】 滝山駐車場 正門B駐車場 白雲駐車場 ※いずれも24時間以内無料 | 登録申請後、 IC学生証で入 出庫が可能 | 1年更新 (年間登録料 3,000円) | |
| バイク | | 正門B駐車場 | ステッカー | 1年毎更新 | |
| 7(-1) | | オレンジパーキング(創春寮横) | \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ | 十安史初 | |
| | | 正門A駐輪場 | | | |
| 自転車 - | | オレンジパーキング(創春寮横) | _ | _ | |
| | | 創大門駐輪場 | | | |

◆未登録者による駐車場利用は、違反 → 要注意!! 車輌として扱われ、車輌の撤去・処 分の対象となるばかりか、未登録者 本人も処分の対象となります。



- ※駐輪場内での事故・破壊(事件)・盗難について、大学は-切責任を負いません。カギの掛け忘れ等による自転車の 盗難が多発しています。くれぐれも注意してください。
- ※夜間(21時~翌朝7時)の駐車は控えてください。 車輌の破壊、盗難等の事件が多発しております。
- ※長期間放置してある車輌は撤去致します。撤去費用は 持ち主に請求致しますので注意してください。
- ※駐輪場以外の場所での駐輪は絶対にしないでください。 近隣の迷惑になり、大学や学生の社会的評価を下げる ことになります。



(正門B駐車場)



(滝山駐車場ゲート)

《ゴミの分別に協力を!》

特に一人暮らしをする学生は、ゴミ収集のルールを厳守し、地域住民の皆さんに絶対に迷惑をかけないよう注意してください。ゴミの不法投棄は犯罪です。

■ ゴミ減量へ挑む八王子市! ■

①資源物回収の拡充

・きちんと資源ゴミを分別することでゴミ減量!

②戸別収集の実施

・アパートに住んでいる場合はその敷地内の集積所にゴミを出す!

③指定ゴミ袋制度の実施

・指定ゴミ袋は創学サービス、近所のスーパー、コンビニで購入!

【指定ゴミ袋の種類と10枚1セットの販売価格】

| | 大 (40L) | 中 (20L) | 小 (10L) | ≅= (5L) |
|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 可燃ゴミ用(青色) | 750円 | 370円 | 180円 | 90円 |
| 不燃ゴミ用(黄色) | 750円 | 370円 | 180円 | 90円 |

《学生宛ての郵便物について》

創価大学に届く学生宛ての郵便物は、学生団体宛てのものに限り、学生課窓口で取り扱っております。個人宛ての郵便物は一切取り扱いできません。

-【学外からの電話呼び出し】—

電話による学生の呼び出しは、やむを得ない事情のある場合以外は応じられません。 ご家族や友人等にも知らせておいてください。

■国民年金・学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、二十歳になった時から国民年金の被保険者となり、 保険料の納付が義務付けられますが、学生については、申請によって在学中の保険料 納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金の保険料が未納となっていると、万一、病気やケガで重い障害が残ったときに障害基礎年金が受けられないことがありますが、学生納付特例が承認された期間は障害年金の受給資格要件に含まれます。<u>学生であって保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例を申請してください。</u>

ただし、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算には含まれません。そのため、将来の年金額を減らさないよう、承認を受けてから十年間のうちに保険料を納付(追納)することができる仕組みとなっています。(承認を受けてから三年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります)。

対象となるのは、大学、短期大学、大学院、高等学校、専修学校などのほか、各種学校(一年以上の就学課程に限る)に在学する二十歳以上の学生です。また、夜間・ 定時制・通信課程も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

申請は、住民票を登録している市区役所・町村役場の国民年金担当窓口に提出してください。申請の際には国民年金手帳と学生証(または在学証明書)が必要となります。なお、前年の所得が一定以上の場合は、申請が承認されない場合があります。また、前年の所得を確認する必要があるため、申請は毎年度必要です。

申請書の入手方法などの照会は、お住まいの市区役所・町村役場または日本年金機構へお問い合わせください。

※日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/

■保健センター

2042(691)9373

http://www.soka.ac.ip/campuslife/support/healthcenter/ 創価大学ホームページ→学牛牛活→学牛牛活サポート→保健ヤンターからアクヤス できます。

【新入生の皆さんへ】-

- ① 健康保険証を常に携帯しましょう
- ② 医療機関への通院が必要な方 保健センターへご相談ください。専門の医療機関を紹介します

③ 毎年行う定期健康診断を必ず受けてください

保健センターでは、学生の皆さんが、健康を保持し、さらに将来の生活習慣病を予 防できるよう以下の業務を行っています。

① けが等の応急処置

② 健康相談・健康教育(卒煙相談を含む)

③ 定期健康診断(再検査を含む) ④ 健康診断証明書の発行

【創価大学保健センターの開館時間】

月.火.木曜 9:00~18:20

水・金曜 9:00~17:00

土曜 9:00~12:00

※内科診察時間は、保健センターの診察カレンダーをご覧ください。

ホームページからも確認できます。

※診察は感染症等の状況に応じて、オンライン診察(zoom)も行っています。

●医師による診療

診察の結果、医師が必要と判断した場合、内服薬や湿布薬等の処方があります。 学生証を必ず持参してください。

*土・日休診 *授業のない祝日は休診

● こころ元気科 (予約制)

精神科医師が診察しています。

相談時間は1人40分程度となります。

日程は変則となりますので、保健センターまでお問い合わせください。

●女性専門外来

産婦人科医師が診察しています。

日程は月2回変則となりますので、保健センターまでお問い合わせください。

【八王子市内の医療機関】

詳細については、保健センターのホームページをご覧ください。

http://www.soka.ac.jp/healthcenter/

| | 病院名 | 住 所 | 市外局番042 |
|--------|------------------|-------------------------|------------|
| 総合病院 | 東海大学八王子病院【予約制】※ | 石川町1838 | (639) 1111 |
| ※紹介状が | 東京医科大学八王子医療センター※ | 館町1163 | (665) 5611 |
| 必要 | 仁和会総合病院 | 明神町4-8-1 | (644) 3711 |
| | 右田病院 【予約制】 | 暁町1-48-18 | (622) 5155 |
| | 八王子山王病院 | 中野山王2-15-16 | (626) 1144 |
| | 清智会記念病院 | 子安町3-24-15 | (624)5111 |
| | 南多摩病院 | 散田町3-10-1 | (663)0111 |
| 内科などの | 八王子クリニック | 横山町11-5 | (643) 3717 |
| クリニック | 京王八王子クリニック | 明神町4-7-14 | (645) 7878 |
| | 八王子消化器病院 | 万町177-3 | (626) 5111 |
| | おなかクリニック | 旭町12-12 | (644) 1127 |
| | 福原内科クリニック | 八日町4-16 | (623) 3238 |
| | 北原ライフサポートクリニック | 子安町4-7-1 サザンスカイタワー八王子1F | (655) 6665 |
| 整形外科 | 高月整形外科 | 高月町360 | (692) 1115 |
| | たじま整形外科 | 中野山王1-19-11 | (626) 4000 |
| | 知野整形外科 | 横山町20-15 | (643)0073 |
| 脳外科 | 北原国際病院 | 大和田町1-7-23 | (645)1110 |
| | 八王子クリニック | 横山町11-5 | (643) 3717 |
| | 北原ライフサポートクリニック | 子安町4-7-1 サザンスカイタワー八王子1F | (655) 6665 |
| | 八王子山王病院 | 中野山王2-15-16 | (626) 1144 |
| 精神神経科· | 八王子メンタルクリニック | 横山町4-3 八王子メンタルクリニックビル2F | (656) 2627 |
| 心療内科 | 北原ライフサポートクリニック | 子安町4-7-1 サザンスカイタワー八王子1F | (655) 6665 |
| 【予約制】 | たけクリニック ※紹介状が必要 | 横山町11-2 金子ビル3F | (656) 2536 |
| | こころのクリニックイムス八王子 | 東町1-10 グランデハイツ八王子1階 | (649) 8221 |
| 耳鼻科 | 大島耳鼻咽喉科クリニック | 明神町4-5-9 | (642)8012 |
| | 三木耳鼻咽喉科クリニック | 本郷町3-16 | (622) 5596 |
| 眼科 | 京王八王子松本眼科 | 明神町4-6-2 山口ビル2F | (644) 5212 |
| | 山口眼科クリニック | 旭町10-13 カネダイ八王子ビル2F | (631) 5510 |
| 皮膚科 | 中野山王皮膚科クリニック | 中野山王1-7-7 | (628) 1800 |
| | 八王子駅前皮膚科 | 旭町1-4 八王子交通ビル5階 | (660) 0366 |
| 歯科 | とうじょう歯科クリニック | 中野山王1-1-23 | (655) 5888 |
| | 駒津歯科医院 | 犬目町256-3 | (626) 6480 |
| | 久保寺歯科医院 | 滝山町2-413-3 | (691) 7055 |
| | 山田雄一歯科医院 | 子安町4-3-17 | (634) 8030 |
| 婦人科 | エヌエスクリニック | 明神町2-26-9 MZビル4F | (648) 5455 |

【国公立の医療機関】

| 病院名 | 住 所 | 市外局番042 |
|----------------|---------------|------------|
| 国立病院機構災害医療センター | 立川市緑町3256 | (526) 5511 |
| 都立多摩総合医療センター | 府中市武蔵台2-8-29 | (323) 5111 |
| 稲城市立病院 | 稲城市大丸1171 | (377) 0931 |
| 公立阿伎留医療センター | あきる野市引田78-1 | (558) 0321 |
| 公立昭和病院 | 小平市花小金井8-1-1 | (461) 0052 |
| 国立病院機構村山医療センター | 武蔵村山市学園2-37-1 | (561) 1221 |
| 多摩北部医療センター | 東村山市青葉町1-7-1 | (396) 3811 |

■学生相談室

学生相談室は、皆さんが学生生活を送る中で悩んだときや、話を聞いてもらいたくなったときに、相談ができるところです。みなさんがより充実した学生生活を送られるようにサポートするのが「学生相談室」です。どうぞお気軽においでください。

【開室日】 月~金 10:00~11:30 12:30~16:30

※火・木は英語対応の可能なカウンセラーがいます。

【面談時間】 ①10:40~11:30 ②12:40~13:30

313:40~14:30 414:40~15:30 515:40~16:30

【主な相談内容】

· 学生生活: 学業、クラブ活動、アルバイト、進路、家族や友人のことについてなど

・心 理 面:性格、人間関係、ジェンダーやセクシャリティについてなど

・身体面:よく眠れない、食欲不振、生活リズム、健康(体調)についてなど

上記以外のさまざまな心理的問題、発達上のつまずきや課題に対する相談及びカウンセリング、その他の心理援助サービスも行っています。

【利用の方法】

専門のカウンセラー(臨床心理士)によるカウンセリングを行っています。

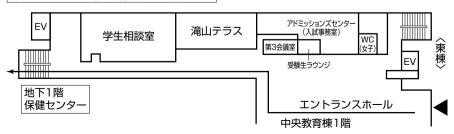
状況に応じてオンライン(Zoom)による面談も行っています。

原則として予約制ですが、予約無しでも対応できる場合があります。

申し込みは、月~金の10:00~16:30の開室時間に来室もしくは電話で予約することができます。なお、メールによる予約も可。 予約専用アドレス gakusou@soka.ac.jp 友人や家族と一緒でも構いません。秘密は厳守しますので、安心してお越しください。相談に来ている方に休憩スペースを開放しています。授業の合間や休みたいとき、静かに一人で過ごしたいときに利用してください。

※感染症対策などのため、利用方法が変更となる可能性があります。

保健センター・学生相談室への行き方



■障害学生支援室

障害学生支援室は、障害等の理由により修学上の支援が必要な学生のための窓口です。支援の必要な学生が障害のない学生と同等の教育・研究の機会が得ることができるよう、相談員(臨床心理士)を配置し、学内外の関係部署等と連携して、修学上の支援を実施いたします。

【開室曜日・時間】 開室日:月曜日~金曜日

※学生課窓口時間に準じます。

【予約申込方法】 開室時間内に窓口までお越しいただくか、電話、又はメールで

予約してください。 **☎**: 042-691-9433

メール: svougai-support@soka.ac.ip

【面談曜日・時間】 毎週、月曜日、木曜日、金曜日

110:50~11:40

@11:50~12:40

313:50~14:40

414:50~15:40

515:50~16:40

※相談員(コーディネーター)として臨床心理士が相談に応じ

ます。

※面談は対面、又はリモートで行います。

※金曜日は英語対応が可能な相談員が対応します。

【場所】 中央教育棟 1 階・学生課内

【合理的配慮申請の流れ】

1. 合理的配慮「申請書」の提出

申し出には医師の診断書、又は障害者手帳等の根拠資料の提出を求める場合があります。各セメスターの授業開始日の2週間までに申し出ると、学習がスムーズに進みます。

2. 合理的配慮「支援計画書」の策定

合理的配慮の申し出に対し、そのニーズと意思を十分尊重した上で、相談員や 関係する教職員等と協議し、個別の合理的配慮支援計画書を策定します。 支援計画書はセメスター毎に提出する必要があります。

3. 合意形成

合理的配慮支援計画書は当該学生の合意を得て決定します。

4. 合理的配慮「依頼文書」の通知

合理的配慮支援計画書は、担当副学長、及び教務部長の決裁を経て、合理的配慮を具体的に提供する教職員に対して合理的配慮「依頼文書」で通知します。原則、履修修正期間終了までに通知することが望ましいです。

5. 合理的配慮の提供

具体的な合理的配慮は、障害のある学生が関係する教職員が連携・協働して提供します。

6. 振り返り

当該セメスター終了後に、障害学生支援室相談員が当該学生と面談し、合理的 配慮の提供の状況を掌握し、必要に応じて関係者と協議を行い、その改善に努 めます。

■学生教育研究災害傷害保険及び付帯賠償責任保険(全員加入)

本学では、正課・学校行事、クラブ(課外)活動中*、通学中の事故等により傷害を受けた場合や、損害賠償責任を負った場合の救済制度として、「学生教育災害傷害保険」及び「付帯賠償責任保険」に全員が加入しております。(保険期間4年間)インターンシップや海外も対象になります。※付帯賠償責任保険は対象となりません。

【保険金の種類と額】

| 区分 | 正課中・学校行事中 | 学校施設内にいる間・ 通学中(特約)・学校施設等相互間移動中 | クラブ(課外)活動中 | |
|-------------------|-----------------------------|-----------------------------------|-------------------------|--|
| 死亡保険金 | 2,000万円 | 1,000万円 | 1,000万円 | |
| 後遺障害保険金 | 120万円~3,000万円 | 60万円~1,500万円 | 60万円~1,500万円 | |
| 医療保険金 (180日限度) | (治療日数1日以上) 3千円~30万円 | (治療日数4日以上) 6千円~30万円 | (治療日数14日以上) 3万円~30万円 | |
| (100日成皮) | 入院の場合、1日につき4千円を加算(180日限度) | | | |
| 対人賠償 対物賠償 | 対人・対物賠償合わせて1事故1億円限度(免責金額0円) | | | |



【事故発生から保険金が支払われるまで】

事故発生

1. すぐに大学の担当窓口(学生課)へ連絡。備え付けの「事故通知ハガキ」で事故報告し、保険金請求書類をもらう。

治療期間

治癒したら

ļ

2. 保険金請求手続(書類の作成) ※病院の診察券コピー添付

保険会社へ送付 ※送付は学生課が行います

保険金請求手続期間(本人や大学・医師などへ照会や連絡)

3. 保険金の受領(学生本人の口座へ振込)

※学生教育研究災害障害保険に関する相談は、学生課でご相談してください。

■アパートさがしの注意事項

大学の周辺のアパートの紹介は創学サービス(学生ホール)で行っていますので、 ご利用ください。

物件さがしのポイント

豪華さより住みやすさ

生活に便利なことが大事です。長く住むことになりますので、近くに知人、病院、スーパー・コンビニ、バス停を見つけておくと良いでしょう。



通学の事を考えましょう 何よりも大学に通いき れる事が大事です。通 学手段を実際に使って、 確かめましょう。

部屋のどこを見ればいい?

- ①ベランダの向き、日当たり
- ②キッチン、バス、トイレ
- ③洗濯機置き場が室内か室外か
- ④コンセントの数、位置
- ⑤インターネット環境
- ⑥収納スペース
- ⑦周辺環境
- ⑧駐輪場、駐車場 etc.

毎月の費用

- ①家賃・共益費
- ②水光熱費(7.000円~)
- ③インターネット回線

最初に用意するものは?

- ①敷金(平均家賃 1 ヵ月) ②礼金(〃)
- | ②元並 (〃) | ③前家賃(平均家賃1ヵ月)
- ④仲介手数料(平均家賃1ヵ月)
- ⑤火災保険
- ⑥鍵交換費用(平均1.5万~2万)
- ⑦保証委託料(物件による)
- (8) その他

防犯対策はどうなっているか?

- ・オートロック
- 防犯カメラ
- ・ドアモニターホン

契約は早い方が有利?

訪問は何度してもかまいません。あせらずに何日もかけて条件を確認しましょう。物件により契約内容が違うので契約書の内容を必ず確認してください。ほとんどの場合、契約金は返還されませんので注意しましょう。契約書は必ず交わして、悪徳業者に気をつけましょう。

*標準的なアパート料金

| 部屋の大きさ | 台 所 | バス・トイレ | 部屋代 | 光熱水費 | その他の費用 |
|---------------|-----|--------|----------------|-------|------------------------------------|
| 1R·1K (6畳) | 各部屋 | 各部屋 | 25,000~60,000円 | 使用分実費 | 礼金1ヶ月 敷金1ヶ月 仲介手数料1ヶ月 火災保険 |
| 2R·2DK | 各部屋 | 各部屋 | 45,000~75,000円 | // | 保証委託料 鍵交換費用 共益費 0~3,000円 |

■ アルバイトについて 学業に支障をきたす アルバイトには要注意!

学生課では業種・労働時間、場所(八王子市内中心)等で学業に支障のないアルバイトを紹介しております。

※トラブル等が発生した場合は学生課までご相談ください。



○創価大学ポータルサイトよりアルバイト情報を紹介

創価大学ポータルサイトの「学内募集情報」より、「キャンパス内のアルバイト募集」、「キャンパス内外のアルバイト紹介」の情報が閲覧できます。

○学生情報センターのバイトネットついて

パソコン及び携帯電話から24時間365日、いつでも学生向け求人情報をみることができます。

【利用方法】

- (1)「バイトネット(http://www.aines.net/soka/)」にアクセスします。
- (2) 大学発行のメールアドレス (e*******@soka-u.jp) とパスワードを登録します。
- (3) アルバイト(求人先企業)を探します。
- (4) 求人先へ連絡し、就労確認をしてください。
- ※このシステムに掲載されている求人情報と実際の労働条件が異なる場合には、学生情報センター東京事務局までご連絡ください。給与の未払いや労災についての相談も受け付けています。

学生情報センター 東京事務局

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-52-2 青山オーバルビル10F TFI 03-5466-1236 FAX 03-5466-1239

アルバイトを選ぶに当たっての注意事項

- ●短時間で高収入のアルバイトは危険なものばかりです
 - ・健康を害するもの(有害薬物の扱い、高温、低温の場所での仕事など)
 - ・教育上好ましくないもの(深夜作業、風俗関係など)
 - ・法令に違反するもの(マルチ商法など)
- ●一度に多くの報酬を手に入れようとせず、確実に生活の補助程度を得るものを選ぶようにしましょう。
- ●アルバイトの収入を見込んで高額の物をローンで購入したり、無計画な出費には注意しましょう

■銀行キャッシュディスペンサー (大学構内)利用案内

【学生ホール内ATM機】



| | 平 日 | 土曜 | 日曜・祝日 | 生体認証 |
|---------|-------------|------------|-------|---------|
| 三菱UFJ銀行 | 10:00~19:00 | × | × | 0 |
| みずほ銀行 | 10:00~18:00 | × | × | 0 |
| ゆうちょ銀行 | 9:00~19:00 | 9:00~17:00 | × | \circ |
| 三井住友銀行 | 10:00~18:00 | × | × | 0 |

■「キャンパス総合保険|「Will-Life(看護学部専用)| ※任意加入

大学構内はもちろん、プライベートタイムやアルバイト中など、国内どこにいても24時間、4年間を幅広く補償するプランとなっております。また、ケガだけでなく、病気による通院・入院も補償されます(一部対象外の疾病もあります)。東京都の自転車条例にも対応可能です。

- ※ 自転車事故等による賠償責任(対人 対物)にも対応しています(原付や自動車は対象外)。
- ※ 借家人賠償責任の補償が付帯されたタイプもあり、アパート等の賃貸契約時に火災保険の代替にできる場合がございます。
- ●キャンパス総合保険・Will-Lifeに関するお問い合わせは…

株式会社創学サービス / 保険サービスセンター (学生ホール内)

TEL: 042-691-2466 / insurance@sogakuservice.co.jp











■市内各種機関連絡先一覧

| 各種機関名 | 住所 | 電話番号 |
|-----------------|--------------------|--------------|
| 八王子警察署 | 八王子市元本郷町3-19-1 | 042-621-0110 |
| 高尾警察署 | 八王子市東浅川町23-34 | 042-645-0110 |
| 南大沢警察署 | 八王子市南大沢1-8-3 | 042-653-0110 |
| 日野警察署 | 日野市日野590 | 042-586-0110 |
| 立川警察署 | 立川市緑町3233-2 | 042-527-0110 |
| 福生警察署 | 福生市加美平3-25 | 042-551-0110 |
| 昭島警察署 | 昭島市上川原町1-1-1 | 042-546-0110 |
| 八王子市役所 | 八王子市元本郷町3-24-1 | 042-626-3111 |
| 八王子消防署 | 八王子市上野町33 | 042-625-0119 |
| 八王子郵便局(郵便課) | 八王子市大和田町7-21-1 | 042-626-5714 |
| //(集配課) | | 042-626-5717 |
| 八王子保健所 | 八王子市旭町13-18 | 042-645-5111 |
| 八王子市消費生活センター | 八王子市東町5-6 クリエイトホール | 042-631-5455 |
| 八王子斎場 | 八王子市山田町1681-2 | 042-664-5707 |
| 芸術文化会館「いちょうホール」 | 八王子市本町24-1 | 042-621-3001 |
| 八王子市中央図書館 | 八王子市千人町3-3-6 | 042-664-4321 |
| JR八王子駅テレフォンセンター | 八王子市旭町1丁目 | 042-626-1611 |
| 京王八王子駅 | 八王子市明神町3-27-1 | 042-642-0496 |
| 西東京バス(楢原営業所) | 八王子市楢原町591-1 | 042-623-1365 |
| 京王電鉄(八王子営業所) | 八王子市長沼町1304-3 | 042-642-2241 |
| 八王子交通(タクシー) | 八王子市旭町1-4 | 042-623-5111 |
| キャピタル交通(タクシー) | 八王子市左入町791-6 | 042-691-2222 |
| 京王タクシー | 八王子市明神町 1-10-7 | 042-642-9966 |

■学友会(クラブ・サークル)活動

創価大学学友会 ☎042(691)0806(代表)FAX042(691)0804

「学友会」とはクラブ、サークルをはじめとする様々な課外活動を支援している団体です。学友会の組織は**学術局・文芸局・体育会**の3つの局に分かれており、また3局を支える学友会本部局員で構成されております。

〇 学友会施設

- ・学生センター(学友会本部、多目的ホール、会議室、スタジオ、練習室、和室、クラブ部室)
- ・太陽の丘クラブハウス(クラブ部室)
- ・総合体育館(学友会本部分室、練習室、多目的室、弓道場、クラブ部室、ヴィクト リーグラウンド)

○ サークル活動について

サークルは学友会公認団体ではありませんが、本学学生が組織する活動団体ですので、本学の建学の精神、理念、規則に則った活動を行うことが求められています。サークル結成の際は、学友会に所定の書類を提出しなくてはなりません。またサークルは毎年度活動申請書の提出が義務付けられています。



学牛ヤンター

学校法人創価大学 規則規程(抜粋)

■学校法人創価大学規則規程(抜粋)

創価大学定期試験における不正行為者の取扱いに関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は定期試験実施に関する細則第7条第2項に基づき不正行為者の取扱いに関する事項を定める。

(不正行為の確認)

- 第2条 監督員及び監督補助(以下「監督者」という。)が不正とみなされる行為を発見した場合は、速やかに当該学生の解答用紙を回収し、新たな解答用紙を渡して、試験を続行させる。なお、不正行為に関係する証拠物があった場合は、直ちに回収する。
 - 2 試験終了後、本部長又はそれに代わる者は、監督員とともに当該学生に対し不正行為の事実確認を行う。
 - 3 実施本部は、不正行為の事実が確認された場合、「定期試験不正行為報告書」を作成し、学生部 委員会へ報告する。

(徽 戒)

- 第3条 不正行為者に対する懲戒は、創価大学学則第46条に基づき次のとおりとする。
 - (1) 戒告
 - (2) 停学
 - (3) 退学

(処分の事由)

- 第4条 処分の事由は、次のとおりとする。
 - (1) 戒告
 - ア あらかじめ机等に書き込んだり、カンニングペーパー等を持ち込んだ者
 - イ あらかじめ書き込みをされた六法全書・辞書等を持ち込んだ者
 - ウ 参昭不許可の教科書、参考書、ノート等を参昭した者
 - エ 許可なく携帯電話・電子機器等を使用、または参照した者
 - オ 解答用紙のすり替えをした者
 - カ 言語、動作等をもって受験者相互に連絡した者
 - キ 他の学生の答案を見て、答案を作成した者
 - ク 許可なくみだりに席を離れた者、その他監督者の指示に反する行為をした者
 - ケ その他不正な手段を用いて受験した者
 - (2) 停学
 - ア 身替わり受験を依頼した者、又は身替わり受験をした者
 - イ 他人の答案を作成した者、不正に作成された答案を提出した者、及びそれらの行為をさせた者
 - ウ 過去に戒告処分を受けた者で、再び不正行為をした者
 - エ その他重大な不正行為をした者
 - (3) 退学

過去に停学処分を受けた者で、再び不正行為をした者

(単位認定の取扱い)

- 第5条 不正行為者の単位認定についての取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 戒告処分を受けた者 当該学期の全履修科目につき単位を認定しない。
 - (2) 停学処分を受けた者 当該年度の全履修科目につき単位を認定しない。
 - (3) 退学処分を受けた者 当該年度の全履修科目につき単位を認定しない。

(処分の手続)

- **第6条** 処分の手続については、「学生の懲戒処分の手続に関する細則」(細則第8号) に準じてこれを 行う。
 - 2 当該教授会は、処分内容等について議事録に記載する。

(公 示)

第7条 不正行為者に関する学内の公示は、次のとおりとする。

- (1) 学内の公示は、処分内容及び当該学生の学籍番号のみとする。
- (2) 学内の公示期間は、処分決定後2週間とする。

(保証人への通知)

第8条 不正行為者の処分内容については、処分決定後にこれを保証人に通知する。

(停学期間の取扱い)

第9条 この処分による停学期間は在学期間とみなし、学生の身分を継続するために行う諸手続については、これを認める。

(準用)

第10条 追試験及び臨時試験における不正行為者の取扱いに関しては、この内規を準用する。

(事務)

第11条 この内規に関する事務は、教務課が担当する。

受講モラルガイドライン

I. 創価大学におけるアカデミック・インテグリティ

アカデミック・インテグリティ(Academic Integrity)とは「学問における誠実性」と訳され、高等教育に共通する理念です。最高学府で学ぶ私たちは、自らの学問に対し、責任ある態度で真摯に公正に向き合わなくてはなりません。

また創価大学という学問共同体においては、お互いの権利を尊重し、すべての人の努力が公平に報われる環境を作り、虚偽や欺瞞といった不正を許さない姿勢と、品位のある一人一人の人格が問われます。 アカデミック・インテグリティには、学生がお互いに不正をしない、不正に加担しない、という高い人格を磨いていくという意味もあります。

たとえば次のような学問における不誠実行為は、大学の理念に反する重大な違反と見なされ、場合によっては、停学や単位不認定などの処分に該当することもあります。

■試験や通常授業における不正行為

試験中だけではなく、ふだんの授業中や授業外の課題を行う際にも、教員の許可なく他人の回答を自分の回答として提出したり、自分の回答を他人に写させるなどした場合は不正行為とみなされます。

なお特に試験におけるカンニングなどの不正行為ついては、履修要項の『定期試験における不正行為 について』の項を参照してください。

■剽窃(ひょうせつ)

課題やレポート作成時などに、他人の文章や考えを出典先を明記せずにそのまま自分のものとして提出・発表すること。

例:他人が書いた課題やレポートを自分のものとして提出する。

自分が書いた課題やレポートを他人が書いたものとして提出する。

他人の文章や考えを、出典先を明記せずにそのまま引用する(インターネットからのコピー&ペーストも含まれる)。

Ⅱ. 出席確認について

こんにち大学教育においては厳格な成績評価が求められており、授業への出席はそのための大切な前提となります。本学ではそのために出席票・点呼・出席確認システムなどを使用して出席調査を行います。 授業への出席に関しては、以下の項目にとくに注意してください。

- 1. 出席確認は、第1回目の授業から行います。
- 2. 早退する場合は、担当教員の許可を得てください。無断の早退は欠席扱いとなります。
- 3. 遅刻時間は授業ごとに担当教員が設定することになっていますので、担当教員に確認してください。
- 4. ICカードリーダーによる出席確認システムが使用されている授業で学生証を忘れた場合は、必ず授業開始前に担当教員に申し出てください。あとで申し出ても出席になりません。
- 5. 出席票を用いて出席を取る授業で出席票配布時に出席していない場合は、遅刻または欠席となります。後で申し出ても出席になりません。
- 6. 出席票の記入を忘れた場合、またはIC カードリーダーに学生証をタッチし忘れた場合は、欠席扱い となります。後で申し出ても出席になりません。
- 7. IC カードリーダーで出席登録を行う科目は、PLASサイト内の「出席確認システム」のページで出 欠状況が確認できます。
- 8. ICカードリーダーによる出席確認システムにおいて他人の学生証を身代わりに使用して出席登録したり、タッチをしただけで授業に出席しないなどの不正が判明した場合は当該授業の出席が無効となるだけでなく、単位の取得そのものが難しくなる場合もあります。なおこの点は実行者だけでなく身代わりを依頼したものにも適用されます。

Ⅲ. 基本的な受講マナーの励行

真摯に学問に取り組むため、創大生として基本的な受講マナーを励行しましょう

- ◆担当教員に許可なく授業中に私語をしない。
- ◆担当教員に許可なく携帯電話等を使用しない。
- ◆担当教員に許可なく授業中にみだりに入退室をしない。
- ◆授業には積極的に集中力を持って参加する。

※著しく受講態度の悪い学生(長時間の居眠りや、意図的に議論への参加を拒否するなど)は、その 時限の受講が停止される場合があります。

◆他の受講生の迷惑となるような行為は行わない。

創価大学特待生規程

(目 的)

第1条 創価大学学則第45条に基づき、本学に特待生制度を設け表彰する。

(特待牛の資格)

第2条 特待生は、学業成績、人物ともに優秀であり、かつ、健康でなければならない。

(奨励金の給付)

第3条 特待生には、理事会の定める奨励金を給付する。

(選 考)

第4条 特待生は、学生部委員会が各学部ごとに候補者を選考し、大学教育研究評議会の議を経て、学部教授会で審議し、理事会が決定する。

(特待生の期間)

第5条 特待生の期間は、当該セメスター限りとする。ただし、重ねて特待生となることを妨げない。

(辞退・停止等)

- 第6条 特待生は、いつでもその待遇の辞退を申し出ることができる。
 - 2 特待生が、本学学生としてふさわしくない行為があったとき、学生部委員会および当該学部教授 会の議を経て、理事会は特待生の待遇を取り消すことができる。

学内における集会、掲示、文書配布等に関する規程

(前文) 本学の学生は、建学の精神に基づき、相互の敬愛と協力とによって、最高学府の名にふさわしい教育及び学問研究の環境と秩序を維持するように努めなければならない。ゆえに本学構内及び周辺(以下「学内」という。)における集会、文書・図画の掲示(以下掲示という。)、文書配布等の行為については、以下の各条項に従って行わなければならない。

(通則)

- **第1条** 学内における集会、掲示、文書配布等の行為は、大学の許可を受けてこれを行わなければならない。
- 第2条 学内における集会、掲示、文書配布等の行為は、次に定める事項に該当しないものに限るものとし、さらに建学の精神及び本学の伝統・校風その他諸般の事情を考慮の上、大学においてその許否を決する。
 - (1) 大学の業務運営その他学内行事の運営を阻害するおそれのあるもの
 - (2) 大学の施設管理権を阻害するおそれのあるもの
 - (3) 大学の教育及び学問研究の平穏な環境や秩序を乱すおそれのあるもの
 - (4) 最高学府に学ぶ学生の本分や品位に反すると思料されるもの
 - (5) 学内でなすべき合理性に乏しく学外においてなすのが相当と思料されるもの
 - (6) 学内に徒に対立を持ち込み学生間の紛争を惹起させるおそれのあるもの
 - (7) 内容や表現が特定の個人や団体の名誉又は信用を侵害するおそれのあるもの
 - (8) 内容が虚偽にわたり、又は表現が誤解を招くおそれのあるもの
- 第3条 大学が本規程に基づき許可した場合であっても、大学は、前条に定める事項並びに建学の精神及び本学の伝統・校風その他諸般の事情を考慮して許可を変更若しくは撤回し、行為の変更若しくは中止を命じ、又はその他相当の処置を執ることができ、責任者及び参加者等はこれに従わなければならない。

(集会について)

- 第4条 学内における集会を開催しようとする学生は、所管の部課に、所定の期日までに、必要事項を 記入した申請書を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、学外から講師又は参加 者を招き集会を行う場合には、その旨を申請書に明記し併せて許可を受けなければならない。
- 第5条 集会のため構内の教室等の施設を利用する際には、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 建物又は諸器具等を破損ないし滅失させないこと。破損滅失の場合は損害につき弁償すること。
 - (2) 使用後の戸締りを厳重にし、特に火気には注意すること。
- 第6条 集会及びその他の打ち合わせ等は、午後9時以降にわたることはできない。

(掲示について)

- **第7条** 学内において掲示しようとする学生は、所管の部課に、所定の期日までに、必要事項を記入した申請書を提出し、その許可を受けなければならない。
- 第8条 大学が指定した学生用掲示場所以外での掲示は認められない。
- 第9条 掲示期間の過ぎた掲示物は、速やかに撤去しなければならない。
- 第10条 前3条に違反した掲示物が存する場合、所管の部課において直ちに撤去することができる。

(文書配布等について)

第11条 学内において文書を配布しようとする学生は、所管の部課に、所定の期日までに、必要事項を 記入した申請書を提出し、その許可を受けなければならない。 第12条 物品の配布、販売、署名運動、投票、世論調査、デモンストレーション、募金活動、流旗又は 楽器の使用等を行おうとする場合も前条項を準用する。

(注意及び処分)

- 第13条 集会、掲示、文書配布等を行う学生が本規程の条項を誠実に遵守しない場合、所管の部課の責任者は、その旨を学生部長に報告しなければならない。報告を受けた学生部長は、当該学生に対して注意を促することができる。
- **第14条** 前条の学生部長の注意にもかかわらず違反行為を継続した学生は、学則46条に基づき、処分することがある。

学生の課外活動に関するガイドライン

このガイドラインは、創価大学の学部学生または大学院生によって構成される課外活動団体の健全な育成、学生生活の安全及び学内の秩序維持を図るために、学生部が全学生に提示するものです。学生が課外活動のために団体を作ることは当然自由でありますが、学生部としては、学生生活の安全を確保するために最小限のガイドラインを示したいと思います。なお、このガイドラインに著しく反した場合、学生部委員会よりその団体に対して何らかの教育上の措置がとられることもあります。

このガイドラインの趣旨をよく理解して、安全かつ健全で有意義な課外活動を行ってください。

1 課外活動団体

このガイドラインが対象とする団体は、本学の学生によって構成され、継続的で組織的な課外活動を 行う団体をいいます。例えば、学友会の公認団体、愛好会、それ以外のサークルなどが該当します。

なお、ゼミナールをはじめとする授業における集団が学外活動をする場合や数人で旅行をするなどの 一時的な目的で行動する場合等は、このガイドラインの対象とはなりません。

2 課外活動についての基本的な考え方

創価大学は、正課(授業)と並んで、学生の自主的な課外活動がとても重要であると考えています。 学生は、建学の精神に基づいて、健全な課外活動を行うように心がけてください。

ただし、学生生活の中心は、あくまでも正課である授業であり、積極的に学業に取り組むことが重要です。したがって、課外活動が正課・学業を損なうことのないように努めてください。

3 団体の届出

団体は、その結成、休止、解散の際に、必ず学生課に届け出てください。学友会の公認団体及び愛好会は、学友会本部を通じて届け出てください。

4 無事故の心がけ

団体は、その活動を行う際に、事故が起きないように、細心の注意を払う努力をしてください。万一 団体の活動中に事故が発生した場合は、すみやかに学生課に知らせてください。

5 施設利用申請と利用時間

団体は、学内の教室をはじめとする諸施設を使用する場合、学生課に申請し、許可を得てください。

学内の諸施設において課外活動を行うことのできる時間は、原則として午後9時までです。授業時間中は、学内において課外活動をすることはできません。どうしても授業時間中に学内において課外活動をする必要のある場合は、学生課に申請し、許可を得てください。全学的な学生行事に際し、直前の準備期間については、学生と協議の上、終了時刻を延長する場合もあります。

6 学外者

団体が本学の教職員以外の者に継続して指導または支援を受ける場合は、年度ごとに、その学外者の 氏名・住所・連絡先・指導または支援を受ける理由を記した書面を学生課に届け出て、学生部委員会の 許可を得てください。学友会の公認団体や愛好会は、学友会本部を通じて提出してください。

この学外者には、継続して指導等を依頼する本学卒業生も含みます。

学生部委員会は、様々な観点から検討して、その学外者の指導または支援の中止をうながす場合があります。

7 合宿・学外活動

団体が合宿や学外活動(行事・試合・公演等)を実施する場合、実施10日前までに学生課に届け出てください。団体が学外活動を行う場合は、くれぐれも当該主催団体・外部施設等における規約等を遵守して、つねに本学の学生たる品位を保ち、本学の名誉を損なわないように行動してください。

8 海外渡航

海外渡航しようとする団体は、つねに安全性に考慮を払い、危険性のある国や地域に渡航しないようにしてください。渡航1ヵ月前までに、団体は学生課に海外渡航届を提出し、学生部長の許可を得てください。学生部長は、当該海外渡航の安全性並びに必要性等を十分に検討し、許可または不許可を決定します。

9 海外交流校への訪問

本学と交流協定を結んでいる海外諸大学・機関に対しては、団体は、国際部長の許可を得て、訪問をするようにしてください。その許可を求める申請は、渡航1ヵ月前までに国際課を通じて行ってください。

10 学生団体の執行期について

- (1) 本学の各学生団体において、3年生が執行を務めている現状ですが、4年間の学生生活の中で、進路対策上3年次はきわめて重要ですので、今後は「2年生執行」を原則とすることを勧告いたします。アカデミック・イヤーを基本に考えると、今後は、1年2月~3月に就任し2年次において1年間執行部を務めることが、求められる団体運営の体制です。
- (2) 今後は、上記の「2年生執行」を原則としましょう。学年人数の不均衡などの理由により、この原則をどうしても実行できない団体もあるかもしれませんが、よほどの理由がない限り、例外とならないようにして下さい。なお、学友会体育会に所属する団体については、対応策につき別途体育会のガイドラインを提示します。
- (3) 2年次に執行を務めた後の3年生は、次期2年生執行部をサポートする役割を果たして下さい。
- (4) 「2年生執行」への移行は、次のように勧告します。全団体が2015年度から移行することを検討し、 学生自治会に所属する学生組織は2016年度、学友会に所属する団体は2017年度を目指して移行して 下さい。
- (5) 学生団体がどのような運営体制をとっているのかを全学構成員およびステークホルダーである保護者に説明する責任があります。2018年度以降は、「2年生執行を採用しない理由」を対外的に説明する責任を果たして下さい。

11 学牛団体の運営について

(1) 年間行事のスケジュール

今後、各学生団体は、年間行事およびスケジュールをしっかり見直していただきたいと思います。とくに秋学期は進路対策の重要な時期ですので、なるべく春学期から創大祭までに大きな行事を設定するようにしていただきたいと思います。例えば、定期演奏会などは、7月~10月に設定することを検討して下さい。

(2) 執行交代等のミーティング

執行交代に際してのミーティングに、時間をかけ過ぎているとの指摘が絶えません。なかには執行 交代ミーティングに3ヵ月かけている団体もあると聞いています。執行部はミーティングのやり方 も学んで、部員の負担が過重にならないように賢明に運営をして下さい。

学生の課外活動が実りの多いものとなるように、今後とも学生部は学生を支援してまいります。どうか上記のガイドラインを守り、良好な課外活動を行い、充実した学生生活を送ってください。

体育会の課外活動に関するガイドライン

「課外活動に関するガイドライン2014」が施行されるにあたり、体育会クラブもこれに則り、クラブ 員一人ひとりの優良な進路決定と、部としてのさらなる実力向上の両立を実現し、2年生執行への移行 を推進してまいりましょう。

「課外活動に関するガイドライン2014」の制定と同時に、「体育会の課外活動に関するガイドライン」 もここに制定します。

【1】 2年生執行への移行について

体育会の全クラブが2017年を目指し、2年生執行へ移行しましょう。但し、事情により、2年生執行への移行が困難なクラブは、学生課・学友会との協議の上、例外を認めることがあります。

【2】 2 年生執行の移行が困難な場合の例外措置について

2年生執行への移行が困難なクラブにおいては、学生課・学友会との協議の上、運営面(部長、副部長、会計、運営に関する責任・業務等)は2年生による執行とし、技術面(キャプテン、技術の向上に伴う指導や練習内容の構成などを含むプレー等)のみ上級生が担う例外措置を認めることがあります。部の方針は2年生が中小となり決めていくように努めて下さい。

なお、この例外が認められるクラブは、以下の基準を満たしていることを前提条件とします。

・部員登録者(休部者を除く)の平均通算GPAが2.5以上であること。

学生間の営利行為の禁止に関する規程

(趣 旨)

第1条 創価大学(以下、「本学」という。)は、学生、大学院生、通信教育部生、学部または大学院の研究生、科目等履修生(以下、「学生」という。)がその本分を尽くし、かつ本学の教育・研究環境を健全に保つために、学生間の営利行為を禁止する。

(営利行為)

第2条 本規程における「学生間の営利行為」とは、大学構内で行われるか否かを問わず、本学の学生 が本学の学生に対して継続的に行う商品販売、多段階方式販売 (マルチ商法)、通信販売、チケット販売、及びフリーマーケット等の営利を目的とした行為またはその勧誘をいう。

(例 外)

- **第3条** 大学祭等において行われる学生間の営利行為については、本学の許可により、例外としてこれ を認める
 - 2 学生間の営利行為の中で、学生部委員会が許可した場合は、これを認めることがある。

附則

この規程は、平成15年4月から施行する。

構内環境を静穏に保つためのガイドライン

従来、創価大学においては、学生が楽器・太鼓・歌・ダンス等の練習等をして大音量を出しても、学生の自由性に鑑み、特にこれを規制することはありませんでした。そのため、時に近隣の方々から苦情が寄せられ、大学が謝罪することもありました。また、本学構内は常に騒音に包まれることが多く、必ずしも教育・研究の環境として良好ではなかったといわざるをえない状況でした。

そこで、この度このようなあり方を見直し、学生の課外活動の自由性を認めつつも、学生には構内環境を静穏に保つための努力を要望したいと思います。

ついては、2004年4月1日より、以下の諸事項を遵守していただきたく、学生間における徹底を促します。

1 禁止事項

- ①屋外における楽器・太鼓・歌・伴奏音楽付きダンス等の大きな音量の出る練習等(以下、「練習」という。)は、これを禁止します。
- ②授業時間中の練習は、一切禁止します。
- ③春夏冬の長期休暇中も、屋外における練習は禁止します。

2 許可事項

①創価大祭及びその準備等の学生全体の行事に際しては、学生課の判断により、屋外での練習を許可 します。

学校法人創価大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、創価大学及び創価女子短期大学の建学の精神に基づき、学生、教員及び職員等にとって良好な就学、就労、教育及び研究の環境を創出することを目的として、学校法人創価大学(以下「本学」という。)において、キャンパス・ハラスメントを防止及びキャンパス・ハラスメントが発生した場合の対策について必要な事項を定める。

(定 義)

- 第2条 本規程にいう「キャンパス・ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等を指す。
 - 2 セクシュアル・ハラスメントとは、就学、就労、教育又は研究上の関係を利用して行う相手方 の意に反する性的な言動、及び性的な言動によって相手方を不快にし、脅威や屈辱感又は利益 若しくは不利益を与えて、就学、就労、教育又は研究のための環境を悪化させる言動をいう。
 - 3 アカデミック・ハラスメントとは、教育研究上の指導的立場にある者がその立場を利用して、 態度・言葉・処遇により、教員・大学院生・学生等に対して、教育研究上の妨害・嫌がらせ・ いじめ等を行い、教育研究の生活に拒絶しがたい理不尽な支険をきたす事態をいう。
 - 4 パワー・ハラスメントとは、業務上の優越的な地位にある者、また課外活動等で指導的立場にある者等が、その地位や立場を利用して、部下や指導を受ける者に対して、人格を侵害するような言動や、妨害・嫌がらせ・いじめ等の行為を継続的に行い、精神的な苦痛を与えることをいう。
 - 5 ジェンダー・ハラスメントとは、性別による差別意識に基づく言動により、相手側に不快感その他の不利益を与え、教育・研究、学習及び労働環境を悪化させることをいう。
 - 6 マタニティ・ハラスメントとは、女性教職員に対し、妊娠・出産・育児休業などを理由とする 解雇・雇い止め、降格など、不利益な扱いのことをいう。
 - 7 パタニティ・ハラスメントとは、男性教職員に対し、育児休業の取得を拒んだり、育児休業取得を理由に降格をさせるなど、不利益な扱いのことをいう。

(義 務)

第3条 本学の教員、職員及び学生は、各人の良識を高め、相互の人格を十分尊重して、学内及び学外の本学の諸活動において、キャンパス・ハラスメントのない環境づくりに尽力しなければならない。

(管理・監督者の責務)

第4条 教員、職員、又は学生等を管理・監督する地位にある者は、管理・監督者としてキャンパス・ ハラスメントを防止及び排除しなければならない。

第2章 キャンパス・ハラスメント対策室

(キャンパス・ハラスメント対策室)

第5条 本学におけるキャンパス・ハラスメントの防止及び対策のために、「学校法人創価大学キャンパス・ハラスメント対策室」(以下「対策室」という。)を設ける。

(構成)

- 第6条 対策室は、つぎの各号に掲げる室員をもって構成する。
 - (1) 副学長の中から、学長が委嘱した者若干名
 - (2) 大学の学生部長、短大の学生部長
 - (3) 本部事務局長、大学事務局長
 - (4) 短大事務長
 - (5) 人事部長、人事課長
 - (6) 常任理事会が委嘱した教職員若干名

(任期)

- 第7条 室員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 2 役職交代等により、室員が交代したときは前任者の任期を引き継ぐものとする。

(対策室長)

第8条 対策室に対策室長(以下「室長」という。)を置き、常任理事会が任命する。

(任 務)

- 第9条 対策室は、本学にキャンパス・ハラスメントのない環境を作るために必要なさまざまな防止策を検討し、かつ実施すること及びキャンパス・ハラスメントが発生した場合の対策を協議することをその任務とする。
 - 2 対策室は、「学校法人創価大学キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を作成し、本学構成員に周知徹底するとともに、必要に応じて改訂を行う。

第3章 相談体制

(相談員)

- 第10条 キャンパス・ハラスメントに関する相談及びキャンパス・ハラスメントについての申し立ての窓口として、キャンパス・ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。なお相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 2 相談員は本学の教職員の中から、常任理事会が任命する。

(相談員の職務)

第11条 相談員はキャンパス・ハラスメントについての相談に応じるとともに、キャンパス・ハラスメントを受けたという申立を行う者(以下「申立者」という。)の申立内容を速やかにその内容を容長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第12条 相談員は、当該事案の申立者、キャンパス・ハラスメントをしたとされる者(以下、「相手方」という。)及び関係者のプライバシーの保護に努めなければならない。また、相談の過程で知り得たことを他に漏らしたり、私事に利用してはならない。これに違反した者は、懲戒処分の対象となるものとする。

(虚偽の相談に対する処分)

第13条 キャンパス・ハラスメントを受けていないにもかかわらず、意図的に虚偽の相談や申し立てを 行った者に対しては、それが明らかとなった場合、本学諸規則に従い処分を行う。

第4章 協議及び報告

(キャンパス・ハラスメントの協議)

- 第14条 室長はキャンパス・ハラスメントの申し立てを受けた場合、室員を招集し、申立の内容を協議し、次条の解決方法を検討する。
 - 2 申立にかかる情報が十分でない場合または申立者の意思が明確でない場合等は、対策室は予備 調査をすることができる。

(解決方法)

第15条 申し立てられたキャンパス・ハラスメントを解決するための方法は、次の各号の通りとし、キャンパス・ハラスメント対策室における協議を経て、室長が実施する。

①通知

申立者の意向に従い、申立者の名前を伏せて、相手方にキャンパス・ハラスメントの申立が あったことを通知し、問題の解決を図る。通知に際しては、事案の解決のために、相手方に 必要な助言や勧告を行うことができる。

(2)調整

申立者が相手方との意見の調整を図ることを希望するとき、双方の意見を提出させて、申立 者の不利益を除去するために公平な立場で調整し、問題の解決を図る。

(3)調停

申立者が調停を希望し、相手方がこれに同意する場合、対策室員の立会いの下、申立者と相手方が意見を出し合って合意を形成することで、問題の解決を図る。

(4)調査

申立者の意向に基づき、対策室が申立内容を協議した結果、本格的な調査が必要であると判断した場合、室長は常任理事会に報告して、調査委員会の設置を申し出る。

⑤その他、対策室が適切と認めた方法

第5章 調査及び再調査

(調 杳)

- 第16条 常任理事会は前条の申し出により、調査の必要があると認める場合にはハラスメント調査委員会(以下調査委員会と称する)を設置する。
 - 2 調査委員会の構成は、その都度常任理事会が決定し、必要に応じて弁護士等の専門家に依頼することができる。
 - 3 委員長は常任理事会が指名した委員をもって充てる。委員長は遅滞なく調査を行い、その結果 を常任理事会と対策室長に報告しなければならない。
 - 4 調査委員会は調査にあたり、必要に応じて資料の提出要求、口頭又は書面による事情聴取、参 老人の招致、実地調査などを行う。
 - 5 調査の結果について、対策室長は申立者と相手方の双方に知らせなければならない。

(不服申立と再調査)

- 第17条 申立者または相手方は、前条第3項の結果に異議がある場合、通知を受けた翌日から1週間以内 に、1回に限り書面により対策室長に対し不服を申し立てることができる。対策室長は、不服が 申し出された旨を常任理事会に通知しなければならない。
 - 2 常任理事会は、再調査の必要があると判断した場合には、再調査委員会による再調査を付託する。再調査委員会の構成は第16条1項に準じる。ただし、調査委員会の委員と重複して任命することは出来ない。
 - 3 再調査委員会は再調査の結果を常任理事会及び対策室長に報告し、対策室長はその結果を不服申立者に通知しなければならない。
- 第18条 常任理事会の報告を受け、理事長は調査委員会または再調査委員会の結果、ハラスメントが認定された場合には、学校法人創価大学懲戒手続規程並びに創価大学学生の懲戒処分の手続きに関する規程、創価大学大学院学生懲戒処分の手続に関する規程、創価女子短期大学学生の懲戒処分の手続に関する規程、創価女子短期大学学生の懲戒処分の手続に関する規程、創価大学通信教育部学生の懲戒処分の手続きに関する規程に基づ

き、徽戒処分を検討する。

第6章 所管及び改正

(事 務)

第19条 この規程に関する事務は、人事部が所管する。

(改 正)

第20条 この規程を改正する場合は、対策室において審議し、対策室の改正案に基づき、理事会が決定 する。

○学校法人創価大学キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン

1 キャンパス・ハラスメントに対する本学の方針

本学は、創立者池田大作先生の示された建学の精神に基づいて設立された「人間教育の最高学府」です。本学の建学の精神は、「生命の尊厳」、「人権の尊重」、および「平和への希求」がその基調となっています。このような建学の精神に基づく本学の教育・研究の発展のためには、人間主義を基本にした教育・研究の環境を整備することが肝要であり、本学を構成する学生、教員、職員の各人が人間として尊重される気風が大切となります。

キャンパス・ハラスメントは、人権侵害の行為であるとともに、人間を冒涜する行為であることは明らかであり、本学においては許されざる行為と考えます。

そこで、これらのキャンパス・ハラスメントを未然に防止するために、キャンパス・ハラスメントに関するガイドラインを全学に提示して、真に人間主義の確立したキャンパスにしたいと思います。

そのために、本学では、「学校法人創価大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程」を定め、キャンパス・ハラスメントの防止および排除のための対策、またキャンパス・ハラスメントが発生した場合の相談体制と手続きなどを示しています。

2 キャンパス・ハラスメントとは

キャンパス・ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、不快 感や不利益を与え、または差別的もしくは不利益な取扱いをすることによって人権を侵害し、教育・研 究、学習及び労働環境を悪化させることをいいます。キャンパス・ハラスメントに該当するかどうかは、 相手側の受け止め方がもっとも重視されます。

キャンパス・ハラスメントには、性的な言動によるセクシュアル・ハラスメント、教育・研究に関連する言動によるアカデミック・ハラスメント、優越的地位や職務上の地位に基づく言動によるパワー・ハラスメント、その他、ジェンダー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなどがあります。

(1) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、「就学、就労、教育または研究上の関係を利用して、相手側の意に反する性的な言動を行うことを意味し、それによって相手側を不快にし、脅威や屈辱感あるいは利益または不利益を与えて、就学、就労、教育または研究のための環境を悪化させる言動」をいいます。 セクシュアル・ハラスメントは、往々にしていわゆる上下関係、または権力関係にもとづいて、弱い立場にある人に対して行われます。

従来見過ごされていた性差別的な言動であっても、相手方や第三者に対し不快感を与え、就学、就 労、教育または研究のための環境を悪化させるのであれば、セクシュアル・ハラスメントとなること があります。

以下、文部科学省等が示した例を参考にして、セクシュアル・ハラスメントにあたる具体例を示します。

ア 学内での言動

(性的な発言)

・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること

- ・聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと
- ・女性に「今日は生理日か」などと言うこと
- ・性的な経験や性生活について質問すること
- ・性的な風評を流したり、性的なからかいの対象とすること
- ・「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」、「女は学問などしなくてもいい」などと発言すること
- ・成人に対して、からかったり、さげすむ気持ちで「男の子」、「女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること

(性的な行動)

- ・ヌードポスター等を職場に貼ること
- ・雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること
- ・職場のパソコンのディスプレイに猥褻な画像を表示すること
- 身体を執拗に眺め回すこと
- ・食事やデートにしつこく誘うこと
- ・相手の意に反して研究室等に鍵をかけて二人きりになること
- ・性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Eメールを送りつけること
- ・身体に不必要に接触すること
- ・浴室や更衣室等をのぞき見すること
- ・女性というだけで、お茶くみ、掃除、私用等を強要すること
- ・女性というだけの理由で、仕事や研究上の実績を不当に低く評価すること

イ 学外での言動

- ・性的な関係を強要すること
- ・職場やゼミナールの旅行の宴会の際に浴衣に着替えること等を強要すること
- ・出張への同行を強要したり出張先で不必要に自室に呼ぶこと
- ・自宅までの送迎を強要すること
- ・住居まで付け回すこと
- カラオケでのデュエットを強要すること
- ・酒席で、上司、指導教員等のそばに座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要するこ ト

※なお、教育・研究の対象として「性差」を話題にすることは、原則としてセクシュアル・ハラスメントとはなりません。

(2) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究上の指導的立場にある者が、その立場を利用して、態度・言葉・処遇等により、教員・大学院生・学生等に対して、教育・研究上の妨害、嫌がらせ・いじめ等を行い、教育・研究に拒絶しがたい理不尽な支障をきたす事態をいいます。

指導的立場にある者が、指導を受ける者に対して直接行う場合が通例ですが、指導的立場にある者の指示により、その他の者が妨害・嫌がらせ・いじめ等を行う場合もあります。

また、アカデミック・ハラスメントは、通常、大学の中の教室・研究室・実験室等での授業において行われますが、大学外においても行われることもあり、場所や状況を問いません。アカデミック・ハラスメントは、セクシュアル・ハラスメントとは区別される加害行為です。しかし、実際上、セクシュアル・ハラスメントと併行して行われることも見受けられます。このようなアカデミック・ハラスメントは、教育・研究上の信頼関係を破壊する許すべからざる行為であるといえます。

なお、教育的観点から、指導的立場の者が指導を受ける者に対して、叱責等を加えて強く指導をすることがありますが、このような場合、体罰が許されないことは当然としても、人格を傷つけたり、名誉を損なうような言辞を用いることもアカデミック・ハラスメントに当たり、許されません。

以下、アカデミック・ハラスメントに当たると思われる事例を紹介します。通常、セクハラ型、権力濫用型、研究阻害型、研究搾取型の4つの類型に分けられていますので、その分類に従って示します。 ア セクシュアル・ハラスメント型

- ・性、年齢に関する不快な言葉を言うこと
- ・女性、男性であることを理由に作業をさせること (お茶汲み等)
- ・交際や性的関係を求めること

- ・執拗に私生活を干渉すること
- ・研究や教育目的以外で、深夜に私的な場所に来ることを強要すること

イ 権力濫用型

- ・教育・研究と関わりなく不当に時間を拘束すること (教員より先に帰れない等)
- ・教育・研究と関係ない雑務を強要し、私的な用事で何度も呼び出すこと
- ・就職活動を妨害し、「就職の世話をしない」等と脅すこと
- ・指導と称して人格を否定するような発言をし、学生の名誉と自尊心を傷つけること(「大学を辞める」、「卒業させない」、「お前はだめだ」等)
- ・講義中、他の受講生の前で、人格や自尊心を傷つけること(「お前は馬鹿だ」、「こんなことも知らないのか」、「どこの学校の出身だ」等)
- ・講義・演習等の場において指導であるとして、必要以上に厳しくし、暴力による体罰を加えること
- ・勝手に他人の私物などを使い、持ち出したり、自分の物のように扱うこと
- 「気にくわない」という個人的な好みで、不当に差別すること
- ・大学当局に苦情や指導教員変更願いを出したことが原因で、試験や昇進などに不利な結果を もたらすこと
- ・学生の悪口をその者のいないところで他の者に言って、学生の名誉を傷つけること

ウ 研究阻害型

- ・私的な感情で邪魔をし、研究発表の機会を与えないこと
- ・不当な理由で実験室等を使わせないこと
- ・指導教員等の理不尽な働きかけにより、研究費、出張費等を支給しないこと
- ・卒業や進学を妨害すること (個人的感情で卒業論文を受け取らない等)
- ・教育的観点からではなく、私情により、こなしきれない課題やノルマを与えること
- ・研究、演習、講義等の怠慢によって、大学院生、学生の研究意欲を著しく減退させること

工 研究搾取型

- ・執筆をしていない教員自身または第三者の名前を論文の共著者とするよう求めること
- ・同じ研究室の研究者・大学院生・学生の書いた論文等を指導教授自身が書いたかのように装い、指導教授以外の者の名前は掲載しないこと
- ・実際はそうではないにもかかわらず、指導教授を第一著者として表示して論文を発表すること
- ・指導教員が研究成果やアイディアを盗用すること

(3) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、業務上の優越的な地位にある者、また課外活動等で指導的立場にある 者等が、その地位や立場を利用して、部下や指導を受ける者に対して、人格を侵害するような言動や、 妨害・嫌がらせ・いじめ等の行為を継続的に行い、精神的な苦痛を与えることをいいます。

このような行為は、優越的立場にある者が、その権限や地位を利用して、明確な意図を有しているか否かにかかわらず、「弱い立場にある従属的立場にある者」の自由意思や自発性を抑圧し、さらにはこれを否定することとなる一方的な「いじめ」であり、従属的立場にある者の個人の尊厳や人格を侵害する行為です。

学生のクラブ等の課外活動で、指導的立場にある者が、指導を受ける者に対し、過剰な負担を課したり、個人の尊厳や人格を侵害する発言や行動をすることも、パワー・ハラスメントの一種になります。

以下、パワー・ハラスメントに当たると思われる事例を紹介します。

- ・職務上の上下関係を用い、下位の者に対し暴言を吐いたり、怒鳴りつけること
- ・業務、課外活動等に関して、著しく不公平・不公正な評価・処遇をすること
- ・通常の業務時間内では達成が困難な課題を日常的に強要すること
- ・職務上及び立場上知り得た個人の情報を基にして、不当な言動・処遇をすること
- ・昇進、評価、雇用等に関する権限を濫用すること
- ・職務上必要な情報を意図的に伝えないこと
- ・指導や注意の範囲を超えて、人格を著しく傷つける発言をすること
- ・不当で自分勝手なルールを強制すること

- ・クラブ活動やサークル・同好会活動において、先輩が後輩に、常軌を逸したことをさせること (街角における大声でのエール強要や女子学牛勧誘強要、一気飲みの強要等)
- ・課外活動などで特定の者だけを不当に排除すること
- ・活動の名目で、精神的苦痛を与えるほどに過度に活動へ拘束すること
- ・不正・違法行為を強要すること
- ・教員、OB・OG等の先輩という地位を利用し、マルチ商法への勧誘・強要をすること
- ・私生活や私的活動への参加や協力を強要すること
- ・強引に飲み会に誘うこと
- ・業務、課外活動等を逸脱して、執ようにメールを送信すること
- ・インターネット上のブログや掲示板への書き込みによって他人を傷つけること
- (4) ジェンダー・ハラスメント

ジェンダー・ハラスメントとは、性別による差別意識に基づく言動により、相手側に不快感その他 の不利益を与え、教育・研究、学習及び労働環境を悪化させることをいいます。

(5) マタニティ・ハラスメント マタニティ・ハラスメントとは、女性教職員に対し、妊娠・出産・育児休業などを理由とする解

雇・雇い止め、降格など、不利益な扱いのことをいいます。 (6) パタニティ・ハラスメント

パタニティ・ハラスメントとは、男性教職員に対し、育児休業の取得を拒んだり、育児休業取得を 理由に降格をさせるなど、不利益な扱いのことをいいます。

大学におけるキャンパス・ハラスメントは、このように多様な形態で発生し、しかも、これらが相互 に関連して発生するものです。

また、記載例はキャンパス・ハラスメントの一部であり、状況やお互いの関係等によりニュアンスが 異なりますので、それぞれのハラスメントの内容を限定したものではありません。

3 ガイドラインが適用される人

ガイドラインは、本学構成員および本学に関わる人々に適用されます。

- (1) 本学学部生、短大生、別科生、交換留学生、大学院生、通信教育部生、研究生、聴講生、科目等 履修生、特別履修生に適用されます。
- (2) 本学の役員、専任及び非常勤の教職員、本学が招いたゲスト講師など、本学の教育・研究、事務 や管理運営に携わるすべての人々に適用されます。
- (3) 上記の構成員以外にも、創学サービス社員や委託会社の社員など、本学のキャンパスを職場としている人々がいます。また、課外活動においてクラブ等の団体に関わる学外のコーチ、指導者等もいます。これらの人々に対するキャンパス・ハラスメントで本学構成員が加害者として申し出られた場合の措置等については、ガイドラインが適用されます。逆にこれらの人々による本学構成員へのキャンパス・ハラスメントの場合、キャンパス・ハラスメントと認められた時には、その人の所属する機関等に対して、必要な場合には厳重な抗議および処分の要求を行うなど、環境の改善を行います。

4 キャンパス・ハラスメント対策室

本学ではキャンパス・ハラスメントの防止及び対策のために、「学校法人創価大学キャンパス・ハラスメント対策室」を設けています。

対策室では、本学にキャンパス・ハラスメントのない環境を作るために必要なさまざまな防止策を検 討し実施するとともに、キャンパス・ハラスメントの申し立てがあった場合には対策を協議します。

5 キャンパス・ハラスメントの相談について

キャンパス・ハラスメントを受けた者が苦情を相談できるように、キャンパス・ハラスメント相談員 を置いています。

6 キャンパス・ハラスメントを取り上げる手続き

(1) キャンパス・ハラスメントの申し立てを受けた相談員は、対策室長に報告します。

- (2) 対策室長は、室員を招集し、相談者の報告を十分に聞いた上で、慎重に申し立ての内容を協議します。対策室は、相談者が調停を望む場合は、協議の上、調停を行うことがあります。
- (3) 申し立てられたキャンパス・ハラスメントを解決するための方法には、次のようなものがあり、 キャンパス・ハラスメント対策室における協議を経て、室長が実施します。

①通知

申立者の意向に従い、申立者の名前を伏せて、相手方にキャンパス・ハラスメントの申立があったことを通知し、問題の解決を図る。通知に際しては、事案の解決のために、相手方に必要な助言や勧告を行うことができます。

2 調整

申立者がキャンパス・ハラスメントとされる相手方との意見の調整を図ることを希望するとき、 双方の意見を提出させて、公平な立場で調整し、問題の解決を図ります。

3 調停

申立者が調停を希望し、相手方がこれに同意する場合、対策室員の立会いの下、申立者と相手 方が意見を出し合って合意を形成することで、問題の解決を図ります。

(4)調查

申立者の意向に基づき、対策室が申立内容を協議した結果、本格的な調査が必要であると判断 した場合、宰長は常任理事会に報告して、調査委員会の設置を申し出ます。

常任理事会で調査の必要があると認められた場合、ハラスメント調査委員会が設置されます。 調査委員会は、当事者ならびに関係者から事情を聴取し、十分に調査・審議をした上で、調査結果・処置案を常任理事会に報告します。対策室長は申立者及び相手方に対して調査結果を報告します。調査及び再調査については、必要に応じて弁護士等に依頼することができるようになっています。

⑤その他、対策室が適切と認めた方法

7 相談に関わる人の守秘義務

相談員、対策室員等、問題に関ったすべての人は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重 するとともに、知り得た秘密を決して他に漏らすことはありません。この守秘義務は、相談員、対策室 員等が本学を退職した後も継続することになります。

8 相談者等の保護

キャンパス・ハラスメントの苦情の相談、調査への協力その他キャンパス・ハラスメントに関して正当な対応をした学生または教職員等は、相談や協力をしたからといって、不利益な取り扱いをされることはありません。特に、学生の場合、不当に単位が認定されない等の不利益がないように致します。さらに、相談者や関係者に対して必要に応じてカウンセラーによる心理相談もおこない、精神的な保護も致します。

9 キャンパス・ハラスメントを行った場合の処分

キャンパス・ハラスメントを行ったと認められた場合、本学の諸規則に従い、厳正な処分が行われます。

10 虚偽の相談・申し立てに対する処分

キャンパス・ハラスメントを受けていないにもかかわらず、意図的に相談・申し立てをした人は、その人が本学構成員の場合は、学内諸規則に従い、厳正に処分されます。なお、その人が本学構成員でない場合は、その人の所属する機関等に対して抗議および処分を要求致します。

11 不服申立

申立者または相手方は、解決結果に異議がある場合、対策室長に対し不服を申し立てることができます。対策室長は、不服が申し出された旨を常任理事会に報告します。不服申立は、通知があった翌日から1週間以内に、書面により当該事案について1回限りです。常任理事会は、再調査の必要があると判断した場合には再調査委員会に調査を付託し、その結果を不服申立者に通知します。

創価大学障害学生支援規程

(目 的)

第1条 本規程は、「障害者の権利に関する条約」「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進 に関する法律」やその他の法令の定めに基づき、創価大学(以下、本学)において障害のある 学生および障害のある本学への入学志願者(以下、障害のある学生および入学志願者)への修 学上の支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 本規程において、「障害のある学生および障害のある本学への入学志願者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害があり、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生および入学志願者をいう。
 - 2 本規程において、「社会的障壁」とは、障害のある学生および入学志願者にとって修学および入 試において障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(方 針)

- 第3条 本学は、全ての人は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念のもと、本学が入学を許可した全ての学生に公平・公正な教育・研究および学生生活の機会を確保する責務を果たすため、障害のある学生への支援を実施する。
 - 2 本学は、全ての学生が自らの可能性を開花させ、社会に有益な価値を創造する人間と育つことを教育目標に掲げている。この目標に照らし、本学は、障害のある学生が障害のない学生と同等の教育を受ける権利を実現できるよう支援を実施する。
 - 3 本学は、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する多様性豊かなキャンパスを構築するため、障害のある学生への支援を実施する。
 - 4 本学は、障害のある入学志願者に対し、本学の教育・研究上の目的や基本ポリシーおよび授業 方法ならびに合理的配慮の範囲等についての情報提供および入試における公平・公正な機会の 提供に努める。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 本学の構成員は、障害のある学生および入学志願者に対して、障害を理由として不当な差別的 取扱いをすることにより、その権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

- 第5条 本学は、障害のある学生および入学志願者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、個々の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努める。
 - 2 本学は、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重であると認められるか否かの判断について、 個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的かつ客観的な判断 に努める。
 - (1) 本学の事務・事業・教育への影響の程度(事務・事業・教育の目的・内容・機能を損なうか否か)
 - (2) 実施についての実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
 - (3) 実施についての費用・負担の程度
 - (4) 本学の事務・事業規模
 - (5) 本学の財政・財務状況
 - 3 本学が社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重であると認めた場合は、障害のある学生および入学志願者との建設的対話を通じて、理由を説明し理解を得られるように努める。

(青 務)

- 第6条 学長は、障害のある学生および入学志願者に対し不当な差別的取扱いをすることにより、その 権利利益を侵害することのないよう、全学的な支援を推進するための環境整備、啓発活動、情 報収集および提供等の具体的方策を講ずる。
 - 2 教職員は、障害のある学生および入学志願者に対し不当な差別的取扱いをすることにより、その権利利益を侵害することのないよう、具体的支援の実施および合理的配慮の提供に努める。

(障害学生支援ガイドライン)

第7条 障害のある学生および入学志願者への具体的支援の実施および合理的配慮の提供にあたり、障害学生支援ガイドラインを別に定める。

- 第8条 本規程に則り、障害学生支援の推進を目的とし、本学に障害学生支援室を置く。
 - 2 障害学生支援室の管理運営に係る規程は、別に定める。

(紛争の防止および解決)

- 第9条 障害を理由とする差別に関する紛争の防止および解決については、「学校法人創価大学キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」に基づき、学校法人創価大学キャンパス・ハラスメント防止対策室が措置を講じる。
 - 2 本学の障害学生支援に対する障害のある学生および入学志願者からの不服の申立ては、キャンパス・ハラスメント相談員が受け付ける。

(守秘義務)

- 第10条 障害のある学生および入学志願者への支援に従事する者または従事していた者は、「学校法人創価大学個人情報保護規程」に則り、職務上知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的のために使用してはならない。
 - 2 支援の実施に際して必要な学部および部局間の情報共有は、原則として支援を申し出た障害の ある学生および入学志願者の同意を得なければならない。

(事務の所管)

第11条 本規程に関する事務は、学生部学生課が所管する。

(改 廃)

第12条 本規程の改廃に関して、学生部学生課は関係する学部および部局との議を経て、理事会が決定する。

■各種問い合わせ先一覧

| 問い合わせ内容 | 部署 | 連絡先 | 場所 | |
|------------------------|--|--------------|------------------|--|
| 学生生活に関すること | | | | |
| 大学施設貸出に関すること | 学生課 | 042(691)2205 | 中央教育棟 1階西棟事務室 | |
| 学生寮・クラブ活動に関すること | | | | |
| 奨学金に関すること | 学生課(奨学金係) | 042(691)2161 | | |
| 障害学生の支援に関すること | 障害学生支援室 | 042(691)9433 | 中央教育棟 1階西棟事務室 | |
| 学生相談に関すること | 学生相談室 | 042(691)8226 | 中央教育棟 1階東棟 | |
| 健康に関すること | 保健センター | 042(691)9373 | 中央教育棟 地下1階東棟 | |
| 履修・成績・学籍に関すること | 教務課 | 042(691)2203 | 中央教育棟 1階西棟事務室 | |
| 授業・定期試験に関すること | 双伤床 | | | |
| 学費に関すること | 経理課 | 042(691)2214 | 本部棟 4階事務室 | |
| 教職課程に関すること | 教職キャリアセンター | 042(691)9331 | 教育学部棟 | |
| 教職大学院に関すること | 教職大学院事務室 | 042(691)9494 | 94 1階事務室 | |
| 教員に関すること | 学事部 | 042(691)2204 | 中央教育棟 1階西棟事務室 | |
| 文系大学院に関すること | ↑ ∌ ₽₽ | | | |
| 理工学部に関すること | 理工学部事務室 | 042(691)9400 | 理工学部棟 1階事務室 | |
| 工学系大学院に関すること | - <u></u> 3 DP 333 <u></u> | | | |
| 法科大学院に関すること | 法科大学院事務室 | 042(691)9476 | 本部棟 8階事務室 | |
| 留学・短期海外研修に関すること | 国際課(交流係) | 042(691)8200 | 00 中央教育棟 | |
| 外国人留学生に関すること | 国際課(留学生係) | 042(691)8230 | 6階東棟事務室 | |
| 進路・就職に関すること | キャリアセンター | 042(691)3523 | 中央教育棟 1階西棟事務室 | |
| 国家試験に関すること(公務員・資格試験) | | | | |
| 図書館に関すること | 中央図書館 | 042(691)3191 | 中央図書館 | |
| 受験に関すること | アドミッションズセンター | 042(691)4617 | 中央教育棟 1階東棟 | |
| 通信教育に関すること | 通信教育部 | 042(691)3451 | 本部棟 4階事務室 | |
| 学内設置のパソコンに関すること | システム支援課 | 042(691)2216 | 中央教育棟 2階西棟 | |
| 女子短期大学に関すること | 創価女子短大 | 042(691)2201 | 創価女子短大 | |
| 教科書等物品購入に関すること | | 042(691)9393 | 学生ホール | |
| 旅行チケット・保険加入・宅配便等に関すること | 創学サービス | 042(691)2458 | | |
| アパート紹介に関すること | | 042(691)2481 | | |

